



愛知

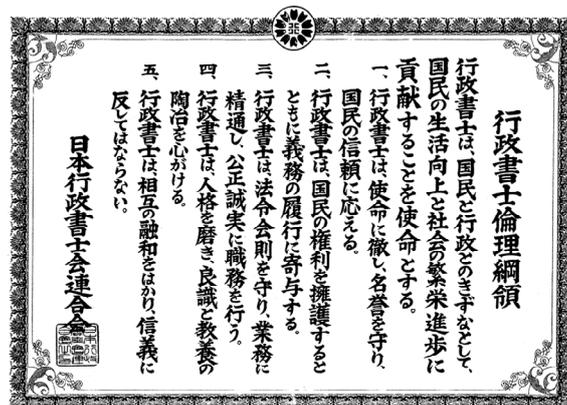
- 新年のごあいさつ
- 令和6年度 日本行政書士会連合会と中部地方協議会単位会との連絡会
- 育成就労法及び令和6年改正入管法(特定技能制度関係等)に関する研修会



Contents

コンテンツ

新年のごあいさつ	愛知県行政書士会 会長 竹田 勲	1
新春を迎えて	愛知県知事 大村 秀章	2
新年を迎えて	名古屋市長 広沢 一郎	3
令和6年度 日本行政書士会連合会と中部地方協議会単位会との連絡会（中地協）		4
育成就労法及び令和6年改正入管法（特定技能制度関係等）に関する研修会		5
初心者対象Jw_cad活用基礎研修会		5
あいちスタートアップビザの申請に関する研修会		6
特定行政書士考査対策研修会		7
民事信託に関する研修会（全3回シリーズ）		8
第一回 将棋の集い		11
「保護犬・保護猫の飼主の集い」への参加		11
令和6年度第1回新入会員基礎研修会		12
初心者向け国際業務研修会（ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方 外国人の就労編）		13
愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会		14
日行連・東京会・大阪会・愛知会合同情報交換会		15
第7回自由業交流フォーラム		16
メディアも扱う(?) 行政法 第6回 行政手続が影響を与えるもの	名城大学法学部教授 北見 宏介	18
「災害復興支援員養成講座」が始まりました		20
デジタル社会における行政書士業務の未来展望		22
お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧		23
初心者向け業務相談のお知らせ		25
初心者向け業務相談申込書		26
会員訪問記（豊田支部 中島 伸介会員）	会報委員 石原 遥	27
支部だより		28
事務局だより		52
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		54
コスモスあいちコーナー		61
あとがき		63





新年のごあいさつ

愛知県行政書士会 会長 竹田 勲



令和7年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、ご健勝にて新年を迎えられましたこと、お慶びを申し上げます。平素より本会の事業推進に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和6年を振り返ると、我が国における申請制度がデジタル化に向けて大きく変化し始めた年でもありました。本会では、その変化を予測し一歩先を見据えて、デジタル社会においても「国民の権利利益の実現」に資するため、事業計画の重点推進項目に定めた「デジタル社会で機能する行政書士業務への対応」をはじめ様々な会務に取り組んでまいりました。

特に愛知県と令和6年7月に締結した「行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定」は、令和7年においても私たち行政書士が「国民とデジタル」の懸け橋となり、行政書士がデジタル化される行政手続に貢献していく環境を整えるために重要な根拠となります。

本年も引き続きデジタル社会においても行政書士が中心的役割を担えるように、愛知県や各自治体と連携し協力して、行政手続のデジタル化の機能や基盤の構築ができる環境を整えていく所存です。

令和7年も執行部と事務局職員とが一致団結して「国民の権利利益の実現」に資するため、行政書士制度の発展と会員の皆様の更なる繁栄に向けて、会務に全力を尽くしてまいります。

結びに、新しい年が会員の皆様にとって喜びに満ちあふれた、益々の飛躍の年になりますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和7年元旦





新春を迎えて



愛知県知事 大村 秀章



あけましておめでとうございます。

新たな年が、愛知県行政書士会の会員の皆様方にとりまして素晴らしい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。また、皆様方には、平素より県行政の円滑な推進にひとかたならぬお力添えをいただき厚くお礼を申し上げます。

昨年は、「ジブリの大倉庫」「青春の丘」「どんどこ森」「もののけの里」に続き、「魔女の谷」が誕生し、「ジブリパーク」がフルオープンしました。

そして、10月には、2019年の構想発表から5年をかけて整備してきた、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」がグランドオープンを迎えました。

世界中から注目を集める2つの施設の完成により、新たなステージへ、また一步、大きく歩みを進めることができました。

今後も、これらの施設を起点に、世界中から、たくさんの人、最先端の技術・サービスを呼び込み、愛知をさらに元気にしてまいります。

さて、今年7月、いよいよ、アジア最大級・世界最先端のスマートアリーナ「IGアリーナ」がオープンします。スポーツやエンターテインメントの新たな拠点として、「ジブリパーク」や「STATION Ai」との相乗効果を生み出しながら、世界と大交流する

愛知を創り上げてまいります。

また、愛知万博20周年となる今年は、3月25日に「愛・地球博20祭」が開幕します。「ジブリパーク」ともコラボレーションしながら大いに盛り上げてまいりますので、ぜひ、楽しみにしていただきたいと思います。

2026年の「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会」、2028年の「技能五輪国際大会」など、今後も、愛知を元気にし、日本を元気にするプロジェクトが続きます。

グローバル化の進展やAI等のデジタル技術の急速な発展など、世界が大きく変化する中、今後も、これらのビッグプロジェクトを着実に進め、日本の成長を牽引してまいります。

もちろん、こうした取組とあわせ、喫緊の課題である人口減少・少子化対策を始め、社会インフラ整備や農林水産業の振興、教育、女性の活躍、医療・福祉、感染症対策、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の皆様のご生活と社会福祉の向上、次代の愛知を担う「人づくり」にも全力を注いでまいります。

引き続き、「日本一元気なあいち」、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる「日本一住みやすい愛知」、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛知」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方のますますのご活躍と貴会の一層のご発展をお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2025年元旦



新年を迎えて



名古屋市長 広沢 一郎



明けましておめでとうございます。市民の皆様には健やかに新春をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年11月24日の名古屋市長選挙におきまして、市民の皆様から多くのご支援を賜り、新たに市政を担わせていただくことになりました。瞬く間に1か月余りが経過しましたが、この度新年を迎え、全力で市政運営に取り組んでまいりる決意を新たにいたしました。私はこれからの4年間で様々な施策に取り組み、名古屋を豊かで楽しい街にしていきたいと考えておりますので、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、今年は愛知・名古屋で開催されるアジア・アジアパラ競技大会を翌年に控えた重要な1年でございます。愛知県や大会組織委員会と力を合わせて、開催に向けた準備を着実に進めるとともに、様々なイベントなどを通じて機運醸成にも全力で取り組んでまいります。この大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、大会の開催効果をスポーツの振興や交流人口の拡大、国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化といった様々な分野に活かし、本市をあらゆる面でバージョンアップし、市民の豊かな生活の実現につなげてまいります。また、その先にはリニア中央新幹線の開業も控えて

おります。本市を中心としたこの圏域が国際的な交流の表舞台に立つ、この絶好の機会を捉え、名古屋大都市圏の中核として圏域全体の発展をけん引するよう尽力してまいります。

昨年は、わが国において自然災害が相次ぎ、大きな被害に見舞われました。とりわけ能登半島においては、地震や大雨被害が立て続けに発生し、多くの人的・住家被害が発生し、自然の脅威を感じずにはいられない1年となりました。本市としましては、引き続きハード・ソフト両面の対策を進めるとともに、本市職員の災害対応力の強化はもとより、市民の皆様に対して、災害を「自分ごと」として捉えていただくための取組みを行ってまいります。

最後に、本市は、大規模災害への備えや急速に進む少子高齢化への対応、また子育て支援や教育、高齢者福祉の充実に加えて地域経済の活性化など、取り組むべき課題や施策が多くございます。私はそれらをつつと丁寧な解決し、市民の皆様一人ひとりが安心して、楽しく豊かな生活を送ることができるよう取り組んでまいります。そして名古屋を、住む人にとって「あたたかく」、訪れる人にとって「きて楽しい」「いて楽しい」と感じられる街へと育てていけるよう邁進してまいります。

令和7年元旦

令和6年度 日本行政書士 会連合会と中部地方協議会 単位会との連絡会(中地協)

理事 友田 隆士

日時 令和6年10月25日(金)

午後2時～5時

場所 山代温泉ゆのくに天祥

白雲の館1階「白雲」

出席者 54名



中地協の小山内俊平副会長の司会で定時に開催されました。

開会の言葉 中部地方協議会 副会長 竹田 勲
挨拶 中部地方協議会 会長 向井 隆郎
日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

自己紹介 名簿記載のとおり

座長選出 中部地方協議会石川会副会長

宮田 貢

連絡会議

(1) 日行連からの各課題についての説明

日行連常任会長より令和6年度事業計画、デジタル社会に機能する行政書士とその実現に向けた重点計画、令和5年度行政書士制度に関する研究会の報告、政策等要望、災害時協定、災害復興支

援ボランティア、一般倫理研修、月刊日本行政発行の電子化、会員管理システム導入など様々な課題について説明がされました。

1. デジタル社会が進む現代において行政書士が取り残されず機能が発揮できるよう、法改正、政策等の要望や、行政書士制度の確立に取り組んでいること。

2. デジタル社会になっても行政書士が社会に必要とされる国家資格者であるには、行政書士一人ひとりが倫理意識を高め、その使命を自覚し社会的責任を果たす必要があること。

上記2点が全ての課題に関連する大きなテーマである印象を受けました。

(2) 単位会からの要望・質疑事項等

各単位会から合計15件余りの要望・質疑事項が提出され、大変活発な議論ができました。主な内容は以下のとおりです。

1. 法改正について・・・文言、解釈、成立時期の見通しなど

2. 外国人材活用、受入支援について・・・求人情報のマッチング支援、事業者向けセミナーなど支援事業の紹介と他単位会の取り組みや他の支援事業提案の要望など

3. 事務所経営について・・・会員は小規模事業者も多くあることから、優遇措置や融資制度など早期退会を防ぐ施策の要望など

4. 建設業関係業務の改善点について・・・国のインターネット一元受付(入札参加資格審査申請)システム稼働時間や経審の加点対象となる建設機械の数量、車種、証明書類の緩和の要望など

上記の内容を中心として、他にも様々な議論が交わされました。

閉会の言葉 中部地方協議会 理事 本間 大介
なお、皆様お名前の敬称は略させていただきました。

育成就労法及び令和6年改正入管法（特定技能制度関係等）に関する研修会

国際部 高野 正也

日時 令和6年8月22日(木)
午後2時～4時30分
場所 名古屋サンスカイルームA室
(オンライン配信なし)
講師 弁護士 山脇 康嗣氏
内容 『育成就労法及び令和6年改正入管法（特定技能制度関係等）の解説』
参加者 199名



国際部では、サンスカイルームにおいて、入管業務の第一人者であり入管行政に係る数多くの著書が出版されている山脇康嗣弁護士による「育成就労法及び令和6年改正入管法（特定技能制度関係等）に関する研修会」を会場限定で開催しました。本研修会は、短期間での告知にもかかわらず、真夏の暑い中、入管業務に精通したベテラン会員からこれから入管業務に携わろうとする会員まで199名が参加し、本テーマに対する関心の高さがうかがえました。

今回は、2027年に開始される予定の在留資格「育成就労」を中心に、令和6年の入管法改正点等についてご講義いただきました。

他業種が技能実習・特定技能制度に深く関わっている現状で、行政書士が育成就労制度に深く関わっていけるよう、2年後の運用開始に向けて一人ひとりが研鑽を重ねていかなければいけないと強く感じるところです。国際部としては、今後も会員の皆様に有益な講義を継続的に開催していきたいと思っております。

初心者対象Jw_cad活用基礎研修会

法人経営部 吉口 孝司

日時 令和6年9月12日(木)、19日(木)
午後2時～4時30分
場所 愛知県行政書士会 3階
講師 法人経営部 芳賀 宏行部長
内容 『Jw_cadの基礎的操作を習得し、簡単な図面の作成を目指す』
参加者 12日：25人、19日：25人



法人経営部では、今回で3年連続になる初心者対象Jw_cad活用基礎研修会を開催しました。講師は前回と同様に部長の芳賀宏行会員が務めました。

研修内容は、昨年と同じく①線を描く②線の消去③画面操作④文字入力⑤長方形作成⑥寸法入れ⑦円作成⑧直線伸縮等でした。しかし今年も、課題1として駐車場案内図と課題2として室内平面図作成が宿題として出されました。

室内平面図作成は風営法の申請業務をする時の初歩の初歩ですので大変役立つと感じました。

Jw_cadの操作が出来ると、風営法の作図、相続関係説明図、その他行政書士の仕事上の作図に利用できると思います。パソコン操作が不得意の方（私の事）こそ努力して業績を上げましょう。

「あいちスタートアップビザの申請に関する研修会」

国際部 後藤 剛志

- 日時 令和6年9月9日(月)
午後2時～4時30分
- 場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
(第1部のみオンライン配信あり)
- 講師 愛知県経済産業局
中小企業部中小企業金融課職員
愛知県行政書士会会員
- 内容 第1部
「愛知県の国際競争力の強化に向けて」
第2部
「あいちスタートアップビザの申請実務について」
- 参加者 47名 ライブ視聴者 62名



本研修会は、愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課の2名の担当職員及び西北支部櫻井支部長を講師としてお招きして、「あいちスタートアップビザの申請に関する研修会」というテーマで2部構成により実施されました。

第1部では、県担当職員により、スタートアップビザは在留資格「経営・管理」の特例であることの説明、制度概要、手続の流れ、申請件数等の制度全体に関する説明をしていただきました。

第2部では、西北支部櫻井支部長により、過去に実際に作成された申請書類を教材として、実務視点での講義が行われました。

制度全体の説明を受けたのちに出来上がった書類を見るという流れのため、どのように業務を進めるかという具体的なイメージを持つことができたのではないのでしょうか。

スタートアップビザは、在留資格「経営・管理」の要件である、①事業所の確保、②500万円以上の出資又は常勤2名以上の雇用を猶予して、事業活動の準備を整えるための在留を認めるという制度です。

愛知県は国家戦略特区の認定と経済産業省による告示の認定を受けており、「外国人創業活動促進事業」(県における産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動の拠点性の向上を図る起業を目指す外国人が対象)、「外国人起業活動促進事業」(ITまたは革新的技術・技能により起業を目指す外国人が対象)の2種類のスタートアップビザ制度がある数少ない自治体です。

愛知県はより多くの在留資格の選択肢を依頼者に提案できる自治体であり、愛知県内に事務所を構え業務を行う会員の皆様にとって、今回の研修会が知識の幅を増やす機会となれば幸いです。

ちょっとひと息 「津波について」

Q 津波警報発表時の緊急警報放送とはどのようなものですか？

A 気象庁から津波警報が発表された時に、テレビ/ラジオなどの受信機から警報音を発し、お知らせするものです。テレビ/ラジオのスイッチが入っていない状態でも、緊急警報放送に対応した受信機を使用し待機状態としておけば、緊急警報放送受信時に自動的に起動し、津波警報の発表を知ることができます。

緊急警報放送の詳しい説明については、日本放送協会 (NHK) のウェブサイトをご参照ください。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

特定行政書士考査 対策研修会

特定行政書士委員会 戸加里 邦子

日時 第1回 令和6年9月30日(月)

午後3時～5時

第2回 令和6年10月7日(月)

午後3時～5時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 特定行政書士委員会

内容 「特定行政書士考査対策」

参加者 第1回 29名 第2回 27名



今年度新設された特定行政書士委員会の初仕事は来たる10月20日(日)に行われる特定行政書士考査の対策研修会でした。

第1回の研修会は、岩崎副委員長の司会のもと竹田会長のご挨拶に続き、松葉委員長から特定行政書士試験の概要について説明があり、「ここ数年の特定行政書士考査は非常に難易度が上がっており、『行政不服審査法』『行政事件訴訟法』からの問題のみならず、『要件事実・事実認定』『特定行政書士の倫理』が問われるなど、多岐にわたり理解していないと6割の正解を得ることが厳しくなる」という言葉に受講者の皆さんは気を引き締めているようでした。16問の演習の後、1問～5問を岩崎副委員長、6問～10問を中村委員、11問～16問を松葉委員長が解説し、閉会後も受講者の皆さんは、問題集を見ながらお互いに確認し合うなど本当に熱心に取り組んでおられました。

第2回の研修会は、また別の問題の演習16問で、1問～5問を磯部委員、6問～10問を筆者、11問～16問を松葉委員長が解説しました。余談ですが、筆者の担当問題は「要件事実・事実認定」がほとんどだったので、判例や法令解説をしっかりと読み込まないと正しい解説ができない中々にハードルの高い問題でした。

後日談ですが、今年度の考査の結果発表があり、全体の合格率が66.9%に対し愛知会の合格率が78.8%と10ポイント以上、上回ることができた、と委員会の打合せで松葉委員長の報告がありました。皆さんの一助となれたのであれば大変うれしく思います。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q マグニチュードや震度は世界共通なのですか？

A マグニチュードは大まかに言うと世界共通です。ただし、使っている計算式や地震観測網が違うために、それぞれ異なるマグニチュードの値が計算され、その結果、新聞などで見る外国の地震のマグニチュードが同じ地震なのに少し違っている場合があります。

震度は、その国の建物の壊れやすさなどにより異なり、したがって国によって異なっています。日本では、0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7の10階級で表し、震度計で観測します。一方、外国では主にMM震度階（モディファイド・メルカリ・スケール（改正メルカリ震度階））という12階級での表現を使っています。これは体感や被害によるものです。

日本でも以前※は体感による震度観測を行い、震度7の地域については事後の現地調査で決定していました。現在は、震度計により震度を観測し、速報する体制をとっています。

※平成3年4月から計測震度計の導入を開始し、順次全国に展開しました。これに伴い、平成8年3月までに体感による震度観測を終了しました。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

民事信託に関する研修会 (全3回シリーズ) ①

私法部 坂口 千晶

日時 令和6年10月2日(水)
午後2時～4時
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
(オンライン配信)
講師 愛知公証人会公証人 石崎 功二氏
内容 『信託法の解説と事例について』
参加者 40名 ライブ視聴者 113名



私法部会による民事信託に関する研修会第1回は、10月2日午後2時より開催されました。講師は、今年3月に「公証人による任意後見契約、死後事務委任についての研修会」でもご講義いただいた公証人の石崎功二様です。

まずはクライアントの希望と選択肢についてご説明いただき、クライアントの真のニーズを把握することの大切さをお話いただきました。

次は、信託で対応可能なニーズです。

- ・存命中の財産管理、生計の維持

- ・存命中の家族の生計の維持
- ・後継者への引継ぎ
- ・死後の家族の生計の維持

信託は、成年後見制度や遺言では対応しきれないニーズにも応えることができるのだと分かりました。

また、信託の登場人物や信託財産などについても解説していただき、信託の基本知識を学ぶことができました。

特に注意すべきと感じたのは課税についてです。委託者以外の第三者が受益者となる場合(他益信託)は、受益者に贈与税が課せられるとのこと。民事信託を業務とするためには、数多くの知識とその理解が必要なのは勿論のこと、常にお客様の不利益とならないよう細心の注意を払う必要があるのだということを実感しました。

その後も多くの事例を交えて様々な注意点、信託契約公正証書の具体例なども講義いただき、第1回の民事信託セミナーは盛況のうちに終了いたしました。

今回の研修も参加者40名、ライブ視聴者113名と前回の研修同様、沢山の会員に受講いただき民事信託に対する関心の高さが窺えた研修会でした。

民事信託は法改正後、比較的身近で使いやすい制度になったそうです。成年後見制度との補完関係にあると言われる民事信託。今後加速していく高齢者問題とともに需要が拡大していくのではないのでしょうか。

本日の講義を参考に、更なる知識の研鑽に努めてください。一人でも多くの方がこの分野での実績を積み、専門性を高め、活躍の場を広げていくことを祈念いたします。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q MM震度階(改正メルカリ震度階)と気象庁震度階級はどのように対応するのですか?

A 原理的には、同じ場所で震度計による観測とMM震度階による震度が得られていれば対応づけられますが、現在では、1対1に対応づけることは難しくなっています。それは、MM震度階は主に地震による被害に基づいているのに対し気象庁震度階級は震度計によっていること、外国と日本の建築様式が異なっていること等によります。

また、日本のような人口密集地では、震度と地震動による被害はすぐに結びつけられますが、外国ではかなりの大地震でも、その場所に人が住んでいないことがあり、MM震度階のデータが得られないこともあります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

民事信託に関する研修会 (全3回シリーズ) ②

私法部 千田 久人

日時 令和6年10月11日(金)

午後2時～5時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

(オンライン配信)

講師 大阪府行政書士会 中道 一成 会員

内容 『民事信託の実践事例について』

参加者 41名 ライブ視聴者 81名



私法部では、11月4日に開催される「保護犬・保護猫の飼主の集い」において、「行政書士による飼い主応援セミナー」及び「ペットのための遺言・相続／ペット後見・生前契約についての相談会」を実施することになりました。愛知県行政書士会として、この催しに係わることを契機に、行政書士がもっと民事信託に対する知識を深めようということから、11月中に3回の研修会を計画しました。第1回は、公証人の石崎功一様に講師をお願いし、「公正証書による任意後見契約、死後事務委任契約について」、第2、3回は大阪府行政書士会会員の中道一成先生を講師にお招きし、「民事信託について」をテーマにお話しいただきました。

中道先生は「遺言書だけなら59点！人生100年時代の相続対策」、「認知症対策と愛情信託」、「相続から家族と資産を守る61のポイント」(共著)などの著書もおありで、民事信託には大変深い造詣をお持ちでいらっしゃいます。また、先生は民事信託を愛情信託と表現されており、(社)愛情信託支援協会にも所属されています。

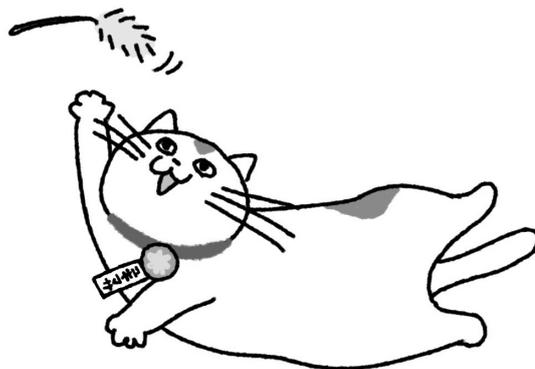
中道先生の想いは、もはや、遺言・後見だけの従来型の知識だけでは人生100年時代において、お客様が抱えている課題解決と将来の不安を解消するた

めの提案はできないのではないかと。専門家と名乗る以上、愛情信託(未来信託・民事信託)も融合させたコンサルティング能力の修得が必要という考えを述べられていました。

従来型の知識(遺言相続&成年後見)だけでは、お客様の真の想いを叶えることはできない。お客様ご自身の生き方、ご家族様への愛情と想い、築き上げてこられた財産の承継についての希望、これらを十分にお聴きして専門家として適切なご提案をするためには、「健常時→認知症・後見開始→死→相続時の世代→二次世代→三時世代」までというように三世代先まで考えた「終活・後見・遺言と民事信託のライフタイムチャートを作成してさし上げるくらいでなくてはならないのではないかとお話しされました。このように、先生ご自身も愛情をもってお客様のご要望に応えられている姿勢がうかがえました。

また、講義では、多くのユニークで具体的な事例を挙げられ、非常にわかりやすく説明してくださいました。中でも、一般的な解説書の信託スキーム図と先生独自のスキーム図の作り方の考えの違いは、お客様に対する思いやりにあふれた、非常にわかりやすく納得のいくものでした。こんなところに、先生の家族への愛情なくして信託は成立しないという想いがにじみ出ていました。

高齢化社会が進む現代で、今後ますます相続問題が重要になってくるとされる現代、愛情信託は相続財産の分配や管理を円滑に行う手段として、ますます利用されると予想されます。我々行政書士は、真の専門家として切磋琢磨しながら、社会に貢献していかなければならないと、締めくくられました。



民事信託に関する研修会 (全3回シリーズ) ③

私法部 中島 崇

日時 令和6年10月17日(木)

午後2時～4時30分

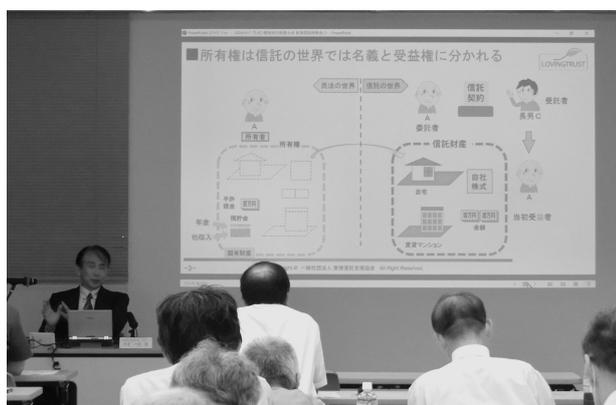
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

(オンライン配信)

講師 大阪府行政書士会 中道 一成会員

内容 『民事信託の実践事例について』

参加者 29名 ライブ視聴者 81名



民事信託に関する研修会(全3回シリーズ)の第3回目は、前回に引き続き大阪府行政書士会の会員である中道一成先生に、信託に関する正しい知識や実務を確認するため、民法と信託法の考え方とペット信託の法的考察について、とても分かりやすいテキストを用いて講義をしていただきました。

講義の中で印象的だったことは、民法の世界と信託法の世界を分けて考えることが必要であり、民法の概念で信託法を理解しようとすると、かえって混乱しやすいとのことでした。所有権については、信託の世界では「名義」および「受益権」に分かれ、

財産を受託した者は単にその財産の「名義」を持つだけでなく、受益者のために財産を管理・運用・処分する責任と義務までも有することになります。この信託財産は受託者の財産になるわけではなく(NOBODY'S PROPERTY)、受託者には非常に重いミッションがあるとのことでした。

「ペット信託」については、信託スキーム設計において考慮すべきポイントの説明がありました。ペット信託はペットだけ守るしくみと捉えがちですが、同時に飼い主自身も存命中は守られるように設計することが大切であるとのことでした。予備知識として、ペットに関するルール(犬の自治体への登録・変更、犬猫のマイクロチップ装着と登録、年に1回の狂犬病予防注射等)についても把握しておくといとのことでした。また、予期せぬ事故等で契約当事者が亡くなってしまうことを想定して、予備受託者、二次・三次受益者を設定するなどして、信託契約継続のためリスクヘッジをしておくことも大切であるとのことでした。

なお、私たち行政書士が信託スキームの中で関わるときは、「信託管理人」として客観的な立場から、信託契約がうまく回っているかどうかをチェックする役割に就いたほうがよいとのことでした。仮に受託者を引き受ける場合は、親族間の契約関係に身を置くことになり、細心の注意と覚悟が必要となってくるとのことでした。

このたびの民事信託に関する研修会(全3回シリーズ)を受講した会員においては、その概要や実務についての理解がさらに進んだものと思います。今後、増え続けていく高齢者の財産管理手法の一つとして、家族信託等の利用を検討することがますます重要になってくるものと感じました。

以上

ちよつとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q 震度とマグニチュードはどう違うのですか？

A 震度は、ある場所での地震による揺れの強さをあらわし、マグニチュードは地震そのものの大きさ(規模)をあらわします。これは電球の明るさと周りの明るさとの関係によく似ています。電球の明るさをあらわす値がマグニチュード、電球から離れたある場所の明るさが震度に相当します。つまりマグニチュードが大きくても(電球が明るくても)震源から遠いところでは震度は小さく(暗く)なります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

第一回 将棋の集い

常務理事 松葉 豪

日 時 令和6年10月9日(水)
午後1時30分～5時
場 所 愛知県行政書士会館 2階 会議室
出席者 6名



令和6年10月9日愛知県行政書士会館において、将棋愛好家の会員待望の第一回将棋の集いが開催されました。

有段者から初心者まで6名の会員が参加し、平手持ち時間無制限、そしてなるべく力の差がない相手同士で指せるように行いました。

初心者同士はお互い将棋のルールを確認しあいながらの対局になったり、経験者同士は途中ため息をついたり悲鳴をあげたりしながら、1時間を超える白熱の対局になりました。

観戦しながら次の手を予想したり、手順について意見交換をしたりと対局以外でも楽しい会になりました。

終了後は場所を移して懇親会を行い、敗因分析から始まって、最新の戦法やその対策、AIを利用した将棋の勉強方法について披露したりし、懇親を深めるだけではなく将棋の実力向上にも役立つ会になりました。

参加いただいた会員の皆さまの今後のご活躍を祈りますとともに、ぜひ第二回も行いたいです。

「保護犬・保護猫の飼主の集い」への参加

新事業推進本部 貝田 和美

日 時 令和6年11月4日(月)
午前10時～午後4時
場 所 ソーネホール (ソーネおおぞね内)
参加者 相談員 4名
(運営) 新事業推進本部委員 5名



名古屋市人とペットの共生サポートセンター主催の「保護犬・保護猫の飼主の集い」が名古屋市北区のソーネホールにて開催されました。この集いは、保護犬・保護猫の飼育を普及し、保護犬・保護猫の適正飼育および用途を推進する目的で企画されたもので、当日は譲渡ボランティア団体のバザーやワークショップ等のほか、ペットに関する3つの講演も行われ、ペット同伴の方々が多く訪れていました。特別ゲスト講師misonoさんの講演では多くの飼主で賑わっていました。

その中で、当会ではペットのための信託や遺言、ADRの相談をうけるべく「愛知県行政書士会による相談ブース」を設置し、また、新事業推進本部小林優子委員による講演を行いました。

相談ブースでは、飼主が亡くなった際のペットについての相談が寄せられ、遺言やペット信託に対する関心が高いと感じられました。

小林優子会員による講演「飼主応援セミナー～こんなにあるよできること～」では、飼主がペットのために準備できること(信託や遺言など)を丁寧に説明し、飼主達が熱心に耳を傾けていました。

相続時や災害時にペットがどうなるのかなど飼主は不安を抱えており、行政書士がサポートする機会は多いのではないかと感じました。

令和6年度第1回 新入会員基礎研修会

法務部 杉浦 伸和

日時 令和6年10月18日(金)
午前10時30分～午後5時
場所 名古屋サンスカイルーム
出席者 145名



本年度の法務部新入会員基礎研修会は名古屋サンスカイルームにて145名の新入会員の出席を頂き開催いたしました。冒頭の竹田会長の挨拶の中で行政書士法改正における取り組みの現状と行政書士法の遵守並びに法令違反に対する注意事項の説明がありました。

第一部は録画放送にて名古屋出入国在留管理局審査管理部門の佐藤勉統括審査官の「入管における行政書士の申請取次について」、愛知県警察本部生活

安全部保安課営業係の金田哲志警部補による「公正な申請書類等の作成について」、愛知県総務局総務部法務文書課の広瀬雅彦課長補佐による「立入検査と懲戒について」を受講して頂きました。

第二部からは政治連盟竹田会長より「政治連盟について」の説明の中で行政書士としての業務における日政連の活動の重要さの説明がありました。

昼休憩後の後半は、法務部松葉部長による「倫理研修、会則について」の説明から始まり、総務部本多部長「行政書士会の行事について」、経理部中村部長「会費支払いについて」、子安ADRセンター長「ADRについて」、公益社団法人コスモスあいちの増田支部長による「コスモスあいち」の具体的な事業内容の説明後、各業務部会の部長による部会紹介並びに業務内容の説明がありました。各部長からは新入会員に向けて自身の業務経験を踏まえた業務上留意する点などを丁寧に説明していただき、新入会員にとっては今後の業務の進め方に大変参考になりました。

最後は会長より修了証交付を行い、無事本研修会は終了致しました。その後、名刺交換の時間を設け新入会員同士や各部長と積極的に名刺交換を行いながら業務内容について詳しく意見交換をし、更に交流を深めることができ大変有意義な研修内容になりました。

新入会員に於かれましては長時間の講義となりましたが、今後の業務を行う上で貴重な講義となり、講師を務めて頂いた先生方に感謝し、今後のご活躍を祈念致します。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q マグニチュード (M) とエネルギーの関係を教えてください。

A マグニチュード (M) と地震波の形で放出されるエネルギーとの間には、標準的にはMの値が1大きくなるとエネルギーは約32倍に、Mの値が2大きくなるとエネルギーは約1,000倍になるという関係があります。M8の地震の1つでM7の地震約32個、M6の地震約1,000個分のエネルギーに相当します。

Q 震度7は、加速度で何ガルに対応するのですか？

A 私たちが地震による揺れ(地震動)を強く感じるか否かは、地面の揺れの波(地震波)の周期(1回の波の振動にかかる時間)と揺れの幅(振幅)の大きさによって大きく変わります。地震波は色々な周期の波を含んでいるので、震度7が加速度で△ガルに対応するとは一概には言えません。単一周期の波が何波が続くと仮定すれば、震度7の下限である計測震度6.5以上となるためには、周期0.1秒で約2700ガル以上、周期0.5秒で約900ガル以上になります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

初心者向け国際業務研修会（ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方 外国人の就労編）

国際部 後藤 剛志

日時 令和6年10月24日(木)
午後2時～4時
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
講師 国際部部員、委員
内容 ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方
～外国人の就労編～
参加者 37名（会館のみ）



国際部では昨年より、「ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方」をテーマとした寸劇型の研修会を行ってきました。今回の研修会では、身分

系在留資格を題材とした寸劇第1弾が好評であったことから、就労系を題材とした寸劇第2弾が行われました。

今回の寸劇においては、2つの事例が取り上げられ、国際部のメンバーが行政書士役、日本人経営者役、外国人役に分かれて、実際に体験した入管業務の面談の様子を再現しました。

各寸劇が終わると、6～7名ごとに分けられたグループ内で問題点と改善点が話し合われた後、グループの意見発表が行われました。発表では、在留資格該当性の確認がなかった、ヒアリング不足だ、毅然とした態度で臨むべきだといった意見が出され、どのグループも真摯に研修に取り組まれていることが印象的でした。

終盤には、研修の参加者が行政書士役として寸劇に加わり、シナリオのない中で、面談の疑似体験をしました。参加者も一体となって研修を盛り上げていただきました。

今回を含めて合計3回のロールプレイング(寸劇)が行われましたが、毎回活発に名刺交換が行われ、会員同士の繋がりを増やす有意義な機会となっているように思います。

簡単に情報を得ることができる時代ではありますが、事実から問題点を発見する能力、人に説明できる能力を習得することは容易ではなく、今回のような能動的に取り組む姿勢が求められる研修会が実務に役立つ能力を得る機会となれば幸いです。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q 震度7はこれまでに何回観測されたことがありますか？これまでに観測された震度7の計測震度を教えてください。

A これまでに震度7を観測した地震は、気象庁が1949年に震度7の震度階級を設定してから7回あります（令和6年10月1日現在）。

1回目は「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」で、この時は現地調査によって、神戸市や淡路島の北部などで震度7の地域が存在していることがわかりました。なお、震度7としての計測震度はまだ導入されていませんでした。

2回目以降は以下の地震であり、計測震度計で震度7を観測しています。

- ・「平成16年（2004年）新潟県中越地震」：新潟県川口町※（計測震度6.5） ※現：新潟県長岡市
- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」：宮城県栗原市（計測震度6.6）
- ・「平成28年（2016年）熊本地震」の4月14日の地震（M6.5）：熊本県益城町（計測震度6.6）
- ・「平成28年（2016年）熊本地震」の4月16日の地震（M7.3）：熊本県益城町（計測震度6.7）、熊本県西原村（計測震度6.6）
- ・「平成30年北海道胆振東部地震」：厚真町鹿沼（計測震度6.5）
- ・「令和6年能登半島地震」の1月1日の地震（M7.6）：石川県志賀町（計測震度6.6）、石川県輪島市（計測震度6.5）

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会

デジタル推進本部 太田 昌宏

日時 令和6年10月31日(木)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 愛知県総務局総務部情報政策課DX推進室

課長補佐 飯島 敏之様

主事 兼子 彩様

主事 松井 祐介様

内容 ・愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方
 ・2025年度から開始する新システムについて

参加者 14名 ライブ視聴者 89人



今回の研修会は、愛知県のDX担当職員の方にお越しいただき、県のDXの取り組みの現状、オンライン申請の方法等に関してお話いただきました。

愛知県では2021年度から「あいちDX推進プラン

2025」に取り組み、行政手続のオンライン化、DX（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れた業務の効率化等を推進しています。

それにより、行政書士の業務範囲である県に対する申請等の行政手続は年々オンライン化が進み、2023年度末時点で1212の手続がオンライン申請できるようになっています。

研修の冒頭では、前述のようなデジタル化、DX推進に関する施策や現状等の説明がなされました。

研修の中盤以降では、現在愛知県が導入している電子申請・届出システムの基本的な使い方を実際の画面を見ながら手順を追って説明し、これからオンライン申請に取り組む方にも理解しやすいような形で解説があったほか、同システムで受け付けを行っている愛知県の補助金、助成金全体をまとめたサイトの紹介がありました。

最後に現在の電子申請システムは2025年3月ころから新システムに切り替わることの説明があり、現在よりもスマートな申請が可能になるとの説明がありました。

県内の市町村も2025年2～4月にかけて順次このシステムに移行していくとのことです。

これに先駆け、新システムの画面（開発中も含む）を紹介しながら、使い方の実演による解説と将来像の説明がありました。

これら現状を聞くにつけ行政書士業務を取り巻く環境は日々大きく変化しており、とりわけデジタル化は着実に進んでいることから、我々が業務で確実に対応できるようにアンテナを常に張り、情報収集を怠らないことが重要であるという印象を受けました。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q モーメントマグニチュードとは何ですか？

A 地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード（Mw）と言います。一般に、マグニチュード（M）は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難です。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

日行連・東京会・大阪会・ 愛知会合同情報交換会

デジタル推進本部 渡辺 尚美

日時 令和6年11月19日(火)

意見交換会：午後2時～4時30分

研修会：午後5時～7時

場所 東京都行政書士会講堂



日行連デジタル推進本部員が所属している東京・大阪・愛知の単位会でDXへの取組みについての情報交換会を行いました。

開会の挨拶に続き、日行連デジタル推進本部関谷一和本部長から日行連デジタル推進本部の現在の取組みや進捗・課題についての報告がありました。

続いて大阪会、愛知会、東京会と活動の報告がありました。各単位会にはそれぞれデジタル推進にかかわる部や委員会があります。日々取り組んでいる

担当者から現在の状況や課題など有意義な情報交換がされました。

午後4時に終了の予定でしたが、時間が足らず、30分の延長をしたにもかかわらず、質疑応答の時間が足りませんでした。DXを進めるうえで単位会間の情報交換は大いに参考となります。閉会の挨拶では、東京会宮本重則会長から定期的な開催の提案がありました。

第2部は日行連デジタル推進本部関谷一和本部長を講師に「デジタル社会における行政書士業務の展望」がテーマでした。政府がどのような社会のデジタル化を目指しているかを、令和6年6月閣議決定された「デジタル社会に向けた重点計画」を紐解きながら、これからの行政書士に課せられた使命について、具体的なイメージの湧くお話でした。

今回の研修会場となった東京都行政書士会館は2023年7月に全館リノベーションが完了したスマートビルです。1階エントランスにはQRコードによる入館セキュリティーが設置され、バリアフリー、ジェンダーフリーの設備など新たな時代に対応した素晴らしい会館です。スタイリッシュなデザインだけでなく、情報発信のための「収録スタジオ」や災害時に備えたポータブル電源の設置など、新しい時代の会館として会員の利益に資する施設です。会員誰もが利用しやすく、事務局員が働きやすい会館だと思います。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q 震央付近では小さい震度であるにもかかわらず、震央から離れた太平洋側で大きな震度を観測する地震について教えてください。

A 震源が非常に深い場合、震源の真上ではほとんど揺れないのに、震源から遠く離れた太平洋側の場所で揺れを感じることがあります。この現象は、「異常震域」という名称で知られています。原因は、地球内部の岩盤の性質の違いによるものです。

大陸プレートの地下深くまで太平洋プレートなどの海洋プレートが潜り込んで（沈み込んで）います。通常、地震波は震源から遠くなるほど減衰するものですが、この海洋プレートは地震波をあまり減衰せずに伝えやすい性質を持っています。このため、沈み込んだ海洋プレートのかなり深い場所で地震が発生すると（深発地震）、真上には地震波があまり伝わらないにもかかわらず、海洋プレートでは地震波はあまり減衰せずに伝わり太平洋側に揺れを伝えます。その結果、震源直上の地表での揺れ（震度）が小さくとも、太平洋側で震度が大きくなります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

第7回自由業 交流フォーラム

日時 令和6年11月12日(火)
午後6時30分～8時30分
場所 TKPガーデンシティPREMIUM
名古屋駅前（名鉄ダイヤ名鉄ビル3F）

式次第

司会・進行：愛知県行政書士会

1. 開会の挨拶＜名古屋税理士会＞
2. 団体紹介
3. 乾杯＜日本弁理士東海会＞
4. 懇談

5. アンケート回答
 6. 閉会の挨拶＜愛知県土地家屋調査士会＞
- 参加者 会員189名（9士業10団体）



第7回自由業交流フォーラムに 参加して

西北支部 田守 瞳

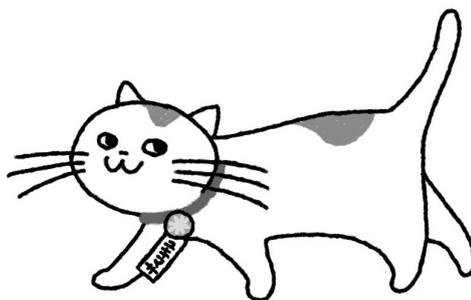


行政書士登録をしていつの間にか7年ほどの月日が流れ、自由業交流フォーラムのご案内をいただき参加させていただきました。当日は10団体（行政書士会、司法書士会、社会保険労務士、土地家屋調査士会、弁護士会、公認会計士協会、弁理士会等）の100名以上の方が参加していたこともあり、とても賑やかな会でした。

各テーブルは地域ごとに分けられており、地域での交流を深められるようにと考えられていたのかと思いました。以前フレッシュマンフォーラムに参加させていただいた時とは異なり、知り合いの行政書士

及び他士業の方にもお会いすることができ、緊張よりも楽しさの方が勝る会となりました。また、とても久しぶりにお会いできる方がいて、それぞれ意欲的に業務を行っていることを伺うことができ、自分の業務に対してもより励もうと思うことができました。もちろん、初めてお会いする方もたくさんいて、名刺交換をさせていただいたのですが、参加されている理由やそれぞれの従事している業務などについて伺うこともできました。

私は、在留資格などの国際業務や建設業許可、産業廃棄物収集運搬業許可などの許認可業務をはじめ、多岐にわたって業務をしているのですが、お互い協力し合えることや知識の共有などをしようといった建設的な話ができたと嬉しく思います。



第7回自由業交流フォーラムに参加して

名南支部 山崎 義満

主催 名古屋目田業団体連和協会



会場を訪れた際、受付をされていた広報部員に声を掛けていただきました。はじめての参加でしたが、同じ会の方がいて、安心しました。受付で受け取った式次第のQRコードを読み取ると、当日のテーブルの配置や、参加者の名簿を見ることができ、私も自分のテーブルを探しました。当日は、10団体、合計190名近い方がいるようで、会場は既に熱気を帯びていました。

私の名古屋地区の13番テーブルには、行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、弁護士、不動産鑑定士、税理士、10名でテーブルを囲むようになっていました。

開始時間まで、先にいる参加者と順番に名刺交換をさせていただき、どんな方かお聞きしていました。

また、私にはどんな業務をしているのかや、特定行政書士だとなにができるのかなどを聞かれました。同じテーブルの土地家屋調査士の参加者からは、農地転用をしていないかを聞かれ、ご自身の事務所の周辺には、得意な行政書士さんが見つからないようにおっしゃっていました。

開会の時間となり、司会進行を愛知県行政書士会役員が担当し、乾杯で立食パーティーの形式で、引き続き名刺交換をしながらの懇談会がはじまりました。

次々に、周りの参加者と様々なお話をお聞きすることができました。独立して10年以上経つ会員もいれば、7～8年、あるいは2、3年の参加者など、様々な業歴の方がいらっしゃいました。服装がビシッとされている公認会計士の方や、弁理士の方は、お話をしても、すごい仕事をされているとおっしゃっていました。

途中、各団体の記念撮影を行い、愛知県行政書士会からも大勢参加されており、私も写真の枠に入るよう、頑張りました。

宴もたけなわでしたが、あっという間に2時間が経ち、一本締めで閉会となりました。

入会以来、支部の行事にはなるべく参加しようと思っていましたが、他士業の方と知りあう機会が、あまりなかったので、他士業の方と話しができ、名刺交換できる、今回のフォーラムは、自分の視野を広めるのに貴重な機会となりました。本会からの参加案内を見て気軽に参加しましたが、この機会を支えている運営の皆様には、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q 地震による強い揺れはどの位長く続くのですか？

A 地震による強い揺れが続く時間は、その地震の断層運動（岩盤がずれる動き）が継続する時間とほぼ同じです。日本付近で発生する地震による強い揺れは、マグニチュード7クラスの地震であれば約10秒間、マグニチュード8クラスの地震であれば約1分間、マグニチュード9クラスの地震であれば約3分間継続します。例えば、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」では15秒程度、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」では長く続いたところで190秒程度でした。

Q ○年△月×日の地震の、○○市の震度を知りたいのですが。

A 過去30日以内に発生した地震の震度は、ホームページの「地震情報」に掲載しています。また、過去に発生した地震の震度は「震度データベース検索」で調べることができますので、ご活用ください。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

メディアも扱う（？）行政法

第6回 行政手続が影響を与えるもの

名城大学法学部教授 北見 宏介

前回に取り上げた、敦賀原発2号機の再稼働にかかる原子力規制委員会による審査の結果は、これを認めないとするものとなった。そう多くはない拒否処分に関する報道ということもあり、今回も引き続き、このニュースを素材とすることも考えた。

しかし今回は、事件になったというわけではないが、行政の手続それ自体に関する以下の記事を取り上げることにしよう。

農水省の電子申請経費、1件あたり6万円也
有識者から批判続出

2024年11月14日 朝日新聞デジタル

農林水産省が運用する電子申請サービスの1件あたりの費用が、6万円超にのぼることが14日、わかった。システムにかかる費用がかさむ一方で、申請の件数が想定を大幅に下回ったためだ。外部有識者からは、「高すぎる」と見直しを求める意見が相次いだ。

この日開かれた政府の行政事業レビューの会合で判明した。問題になったのは、農水省が2020年度から運用を始めた「eMAFF」というシステム。約3300の手続きをオンライン化し、25年度に1年間で400万件程度ある手続きの60%を電子申請に切り替える予定だった。昨年度は43.9億円の経費がかかったが、電子申請は6.8万件にとどまったという。会合では、外部の有識者から、「1件6万円の費用は高すぎる」といった批判が続出した。

◆行政の電子申請システム

記事は、農水省の行政手続のオンラインシステムに関するものである。自身も、文科省の系列の独立行政法人におけるオンライン申請を行うことがある。もっとも、これ以外には大して電子的な行政手続を

日常的に行っているわけではない。今回も、行政手続の現場を知らない筆者が、行政手続の最前線にいる読者各位から、あわよくば諸々の情報を得ようという邪悪な意図に基づく素材の選択である。各位の日常的な感想等をお聞かせ願う次第である。

◆記事の内容といくつかの疑問

上記の記事においては、いくつかわからない点もある。2023年度におけるシステムの運営費として43.9億円がかかったとし、これを記事では「かさむ一方」と表現する。なぜ、どう、かさんでいるのか。またこの金額は純粋なシステムのランニングコストなのか。2020年のシステム立ち上げからさほど間もない時期であり、オンラインへの移行の期間として位置づけられている年度のことである。高速道や鉄道の路線で、部分的に先行開業することがあっても、その際のコスト計算は特殊な時期におけるものとしてなされるであろう。今回の評価には、今少しの情報は欲しい。

他方、同システムによる申請が、全体の約1.7%（2025年度の達成目標との比較では2.8%）にとどまっていることが1件あたりのコストの爆高として表出していることはその通りだろうが、いかなる要因によるのか。おそらくは、記事内の会合内でも質問はなされていようが、記事だけからはわからない。

◆オンライン行政手続の法政策

オンラインによる行政手続に関しては、複数の法律が存在する。この点、そしてその内容に関しては、読者各位のほうが圧倒的に詳しいであろうが、これらの諸法律に係る法政策の中心に置かれる法律の1つとして、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（「推進法」）がある。この法律の諸規定をみると、個人や事業者に対して、新たに何らかの義務を課したり、権利制限を行うといったものはない（ただし、事業者に対するある種恐ろしい努力義務規定はある）。この点では法規としての性格は

やや薄く、「情報通信技術を活用した行政の推進」という基本的な方針の法規定化という意義が強い。しかし同法6条では、各個別法と行政機関を横断する形で、オンライン（「電子情報処理組織」という語が用いられている）による申請ができるものとしており、同法7条では、処分の通知等もオンライン形式で行うことが可能であるとしている。申請手続のみならず、公告縦覧手続等でもオンラインによることを認めている（8条）。

農水省による「eMAFF」の立ち上げは、この推進法の示す方向性に沿ったものであろう。

◆オンライン化への減速要素？

上記の記事における申請には、農政局等が直接受けるもののほか、自治体が窓口となるものもあるだろう。自治体の規模や体制・職員リソースについては、各々において様々であり、オンライン化対応、さらにはいわゆるDX化対応の可能性も各自治体によって異なるものとも考えられる。オンライン申請へのシフトが進まない理由には、こうした事情が影響を与えているかもしれない。地方自治の観点も踏まえつつ、分析が必要だろう。

また申請者自身が、電子機器関連に不慣れであるということや、電子申請によるメリットを感じていない、ということも考えられる。後者については、いわゆる「マイナンバー」関連の意識・動向と重なるものかもしれない。「eMAFF」も、従来のシステムに致命的な問題があったから立ち上げられたわけではなく、これまでも、曲がりなりにも行政手続は機能してきた。新システムへのシフトは、劇的に簡易化されるなどのメリットがなければ進展はしないのかもしれない。もちろん、システムの使いやすさも重要な要素となろう。

◆行政機関の動向

下にみるのは、冒頭の記事とほぼ同じタイミングの報道である。農林水産省に限らず、全体的に「電子化」が進んでいない状況を示している。

行政文書、電子化は23.7% = 保険証、公文書館
で使用不可に一内閣府
2024年11月19日 時事通信ニュース

内閣府は19日、有識者による公文書管理委員

会を開き、行政文書の管理状況を報告した。2023年度に保有した約1879万ファイルのうち、電子媒体は23.7%（前年度19.6%）にとどまった。新規取得の文書に占める割合は43.5%（同37.6%）。紛失事案は256件あった。

電子化率が最も高かったのは消費者庁の94.5%。新規取得分の電子化率はデジタル庁が97.8%でトップだった。文書全体の保有数の多い省庁は防衛省（約588万）、国税庁（約349万）など。〔以下、略〕

まずはデジタル庁において新規文書の2.2%がアナログであるということが気になるが、国の行政機関全体で電子化された文書は23.7%にとどまる。文書の電子化を減速させる要素も相当程度は重なるかもしれないが、果たして農林水産省に限らず行政機関が電子化・オンライン化のメリット、必要性を感じているかどうかにも疑問を抱かせる。推進法では、いかなるシステム構築を進めるかという具体的な事項までは法規定化されていない。各行政機関の所掌する分野とそこで求められる行政手続のありようは、必ずなされなければならないベースラインはあるだろうが、全行政機関が同じだとは限らないかもしれない。各行政機関は、デジタル庁と同じ強さで、行政手続のオンライン化や文書の電子化のメリット・必要性を感じているのだろうか。

◆円滑な行政手続と国民の権利利益

自治体の能力、デジタル機器への不得手等の関連する諸要素に関しては、推進法にも規定が置かれている。法律それ自体の内容も合わせて、現下の状況について吟味する必要があるだろう。思い起こせば、行政書士法1条は、「手続の円滑な実施に寄与する」ことが「国民の権利利益の実現に資する」ものとして規定している。単に費用面のみならず、行政手続の円滑さが権利利益を左右するものと理解されていることを再度意識しなければならない。

「災害復興支援員養成講座」が始まりました

新事業推進本部

南海トラフ地震が起きると言われるようになってから、もうどれくらい経つのでしょうか。

昨年は能登半島の災害から1年が始まりました。災害を避けられない日本に住む私たちにとっては、毎年のようにどこかの地域で、何らかの災害が起きている状況で、年々防災意識が高まっていると実感します。

私の住む地域でも防災意識が高まっており、昨年、防災委員の募集がなされました。地域との交流の機会とも思いましたので、我が家は防災委員に参加することに決め、



3か月に一度程度の会合に出席しています。昨年始めたばかりの試みですので、まずは地域の防災用品はどのようなものがあるのか？どこに保管されているのか？を確認することから始まりました。防災用品の保管場所も分からないような状態であることに我ながら驚きました。有事の際の役割を決め、継続して活動する予定です。

今、仮に、この地域で災害が起こってしまったら、自分も被災者の一人となりながら、どれくらい動くことができるのか分かりません。ですが、このように防災委員を決め、役割を事前に決めておくことで、多少なりとも混乱を抑え、協力・避難できるのではないかと思います。必ず起こると言われている災害に対しての準備が必要とされています。

愛知県行政書士会は、多くの自治体と災害協定を結ぶなど、今後起きると想定される災害に対して準備を進めています。

被災した方々に対して、法律や手続きに関する相談を受け、罹災証明などの手続き書類の作成・申請など被災者が適切な支援を受けられるようサポートすることができる行政書士は、被災者が迅速に復興に進むように手助けをすることが期待され、そのためには災害後の被災地での復興支援の内容・心構えなど必要な知識を身につけて準備をしておくことが必要となります。

このような状況を踏まえ、新事業推進本部では「災害復興支援員養成講座」を開催しています。本講座では災害時における行政機関からの要請に応じ、被災者の復興を支援するために必要な行政手続等の知識を習得し、有事の際に活動できる行政書士を養成します。

第1回養成講座は昨年12月6日に開催され、罹災証明や公費解体の手続について実際に取扱い経験のある会員から説明を受けました。

今後も継続して災害復興支援員養成講座を開催する予定であり、複数回受講することにより手続から心構えまで被災者の復興支援に必要な知識を習得します。会場にて受講された会員には受講ごとに受講証明書を発行します。

会員の皆様には今後さらに行政書士の社会的寄与が期待される災害復興支援に関心を持っていただき、本講座を受講いただきますようお願いいたします。



【予告】

第2回 災害復興支援員養成講座

令和7年2月28日(金)午後2時から午後4時ころまで(予定)

※予定は変更する場合がございます。

デジタル社会における行政書士業務の未来展望

デジタル技術の急速な進歩は、私たちの社会を根本から変えつつあります。その波は、行政書士業務にも押し寄せてきています。「行政手続のデジタル化」が進む中、行政書士はこの変化に対する迅速かつ適切な対応が求められています。これこそが、業務の継続に不可欠な要素となるでしょう。

しかし、デジタル社会の到来は脅威ばかりではありません。むしろ、行政書士業務の新たな進化のチャンスと捉えることもできます。この新たな舞台で、行政書士が「デジタル社会の健全な発展」に貢献する姿が期待されています。

☆特定行政書士制度の充実

まず注目すべきは、行政手続のデジタル化が進む中で高まる「特定行政書士制度」の重要性です。電子申請は、行政窓口の事前確認を経て提出する書面申請に比べ、申請者が自身の判断で行うため内容の精度が一層求められます。手続の不備による不受理等のリスクが懸念される中、行政手続の専門家である行政書士のサポートが必要不可欠です。特に、再申請手続や不服申し立てが求められる際、特定行政書士の資格が重視されることは間違いありません。この制度の充実は、デジタル化の進展を後押しし、ひいてはデジタル社会の発展に寄与することになります。

☆中小企業への情報セキュリティ支援

次に、中小企業が直面する情報セキュリティの課題も見逃せません。デジタル社会では、技術的な情報安全管理措置の導入とともに、権利義務や事実証明に係る書類の作成が不可欠です。これには、情報セキュリティ管理規定や個人情報保護規定、業務委託先との個人情報保護契約書、プライバシーポリシーなどのマネジメントに関する書類が含まれます。

これらの書類作成は、単に形式的なものではなく、法規制の理解が必要で、具体的には個人情報保護法・サイバーセキュリティ基本法・不正競争防止法（秘密情報関係）等の直接関連法令及び会社法（内部統制関係）・民法（不法行為関係）・消費者保護法（電子取引関係）などに関する専門家としての知識が求められます。

大企業では法務部門がこれを担いますが、中小企業では専門部署がないために十分な対応ができない場合も少なくありません。そこで、権利義務や事実証明に関する書類作成を専門とする行政書士が、中小企業を支援する役割が期待されています。これにより、中小企業のデジタル化が進展し、安心してビジネスを展開できる環境が整うのです。

☆まとめ

デジタル社会における行政書士の役割は、ただ業務を行うだけでなく、社会の変化に適応し、新たな価値を生み出すことにあります。未来の行政書士業務は、単なる手続の代行から、社会全体の健全な発展に寄与する重要な存在へと進化していくことでしょう。この変革の中で、行政書士がどのように新たな挑戦を受け入れ「街の法律家」として自己研鑽していくのか、今後の展開に期待が高まります。

デジタル推進本部委員 河口 秀夫



Information for Members — お知らせ —

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和6年11月25日現在）

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○	
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○	
3		663	R 6. 7.31	メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会（私法部と合同）	○	○	
4	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○	
5		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○	
6		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○	
7		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○	
8		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×	
9		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○	
10		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○	
11		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○	
12		668	R 6. 8.27	建設環境部業務研修会	○	×	
13		683	R 6. 9.18	テーマ別建設業実務研修会（第3回）	○	○	
14		684	R 6.10.29	テーマ別建設業実務研修会（第4回）	○	○	
15		685	R 6.11.18	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○	
16		運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
17			595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
18	599		R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○	
19	615		R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○	
20	624		R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○	
21	634		R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○	
22	641		R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○	
23	643		R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○	
24	647		R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○	
25	661		R 6. 7.22	封印委託制度改正に関する説明会	○	○	
26	666		R 6. 8. 5	一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会	○	○	
27	669	R 6. 9. 2	愛知県行政書士会封印管理委員会指定研修会	○	○		
28	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○	
29		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○	
30		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○	
31		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○	
32		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○	
33		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○	
34		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○	
35		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○	
36		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○	
37		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○	
38		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○	
39		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○	
40		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○	
41		664	R 6. 8. 1	初心者向け国際業務研修会	○	○	
42	670	R 6. 9. 9	あいちスタートアップビザの申請に関する研修会	○	○		
43	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○	
44		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○	
45		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○	

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
46	土地利用部	626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○
47		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
48		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
49		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
50		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○
51		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○
52		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○
53		665	R 6. 8. 2	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
54		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
55		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
56	511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×	
57	540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○	
58	541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	○	
59	564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×	
60	法人経営部	584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
61		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
62		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
63		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
64		617	R 4. 8.30	業機法に関する研修会	○	○
65		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○
66		662	R 6. 7.29	補助金申請業務に係る基礎研修会	○	○
67		680	R 6.10.22	風営法の基礎及び風俗営業許可・届出申請に係る研修会	○	○
68		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
69		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
70	504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○	
71	539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
72	554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
73	571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○	
74	602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○	
75	608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×	
76	610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○	
77	616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○	
78	631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○	
79	632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
80	633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	○	
81	636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○	
82	648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○	
83	654	R 6. 2.28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
84	656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○	
85	659	R 6. 3.18	私法部初心者向け研修会	○	○	
86	667	R 6. 8. 7	高齢者支援についての研修会	○	○	
87	674	R 6.10. 2	民事信託に関する研修会①	○	○	
88	676	R 6.10.11	民事信託に関する研修会②	○	○	
89	677	R 6.10.17	民事信託に関する研修会③	○	○	
90	デジタル推進本部	672	R 6.10.15	行政書士として必要なセキュリティなどの知識に関する研修会	○	○
91		678	R 6.10.31	愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会	○	○
92	旧) 企画情報部 ※	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
93		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
94		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
95		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
96		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○

※企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

国際部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私法部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。(該当する部に○印)

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国際部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私法部 私法関係業務相談

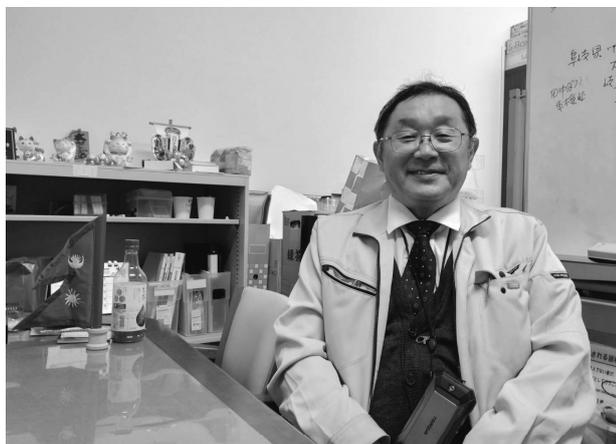
支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



豊田支部：中島 伸介会員

会報委員 石原 遙



いつも朗らか笑顔の中島伸介会員の事務所に伺いました。

中島会員は登録から約20年。産廃・建設業を主力に幅広い業務を取り扱っていらっしゃいます。

「行政書士って、やろうと思ったことを何でもできる柔軟性がある。だからどこまでいっても新しいことばかりでやりがいがある。」と、行政書士の魅力を語っていただきました。

そんな積極的な先生も、どの様な行政書士を目指すべきか悩んでこられたそうです。

「どんな申請でも無理に通すのが良い行政書士という訳ではない。だめなものはだめといえることが良い行政書士だと思う。」

だめと伝えることで離れていくお客様もいますが、人間同士相性もあり、合わない人と無理をしても良い結果にはなりません。だからこそ相性の良いお客様を大切に、長いお付き合いをすることでお客様の成長の一助となることが出来ます。お客様にはできるだけ会いに行き、用件だけでなく雑談も大切に。この対話が新しい許可などのコンサルにつながり、信頼関係を築きながら会社を良い方向に導いていくことができるのだと仰います。

中島会員のお話の根幹には、人が好き、人の成長が嬉しい、というものがありました。

例えば、個人で許可を取得したお客様が事業を拡大し、法人成りした。それだけでも嬉しいのに、社長が社員の前で、自分を育ててくれた先生だと紹介してくれた。「やってよかった!!と思う時だね。」と破顔なさいました。

成長を見るのが嬉しい、というのは業務の話に限りません。実は中島会員はミニバスケットボールのコーチでもあります。

「楽しいっていう思い出を沢山作ってあげたい。そして上達していく姿が一番嬉しい。」

(筆者の娘も中島コーチの教え子なのですが)確かにその言葉通り、子どもたちは本当に良い笑顔でのびのびとコート中を駆け回っています。「自由にさせると、自由な発想が出てくる。そして定石通りだけでない楽しいバスケになるんです。だから見ていて面白い。」

そんな中島会員には、もうひとつ教育に携わっている分野があります。なんとネパールの日本語学校設立に協力なさり、更に日本語講師としてオンライン授業を毎週行っているらしいのです。

「法律の違い、文化の違い、難しいことばかり。でも、日本に来て頑張りたいって言っている人たちを応援したい。」そんな気持ちで学校を設立して2年。卒業生たちは何人も来日し、新しい生活を始めています。外出先でばったり会って声を掛けられる、そんな嬉しさを噛みしめます。

いずれ今の業務の後進をしっかり育てられたら、国際業務に転向し、ネパールから来る彼らを応援したいというのが今の中島会員の目標です。

最後に、これから行政書士として歩いていく方々へ。「是非、仲の良い友達を作って下さい。この仕事は孤独になりがちです。話ができる人がいることがとても大切です。また、『先生』になると叱ってくれる人がいなくなります。叱ってくれる人を大切にして下さい。」とエールをいただきました。

沢山の『嬉しい』を聞かせて下さった中島会員でしたが、その裏には様々な苦勞も垣間見えました。

「豊田支部には叱ってくれる人がいてくれる。専門も考え方も何ひとつ一緒ではないのに、受け入れて話を聞いてくれる人たちがいてくれる。だから、ぼくは豊田支部が大好きです。」

中島会員、ネパールからの帰国直後のお疲れの中、本当に有り難うございました！これからの益々のご活躍をお祈りしております。

支部だより

知多
支部

支部研修旅行

知多支部 森 義雄

日時 令和6年9月23日(月)
午前7時～午後6時30分
場所 上高地(親睦バス旅行)
参加者 47名



知多支部では、令和6年9月23日(祝・月)長野県と岐阜県に跨る上高地へ日帰りバスによる親睦研修旅行を行いました。前日まで雨が続いておりましたが当日は天候に恵まれ、自然を満喫できる行事となりました。

上高地では広大な自然・きれいな水・平地とは比べ物にならない濃い青空でした。現地は自由散策とし、会員の皆様はハイキングを兼ねてたくさん歩かれ、中には肌寒さを忘れ汗ばんでいる方もおられました。常日頃の雑念を忘れ会員同士親睦を深められる旅行となりました。

この度は、多くの方にご参加、ご協力いただきまして、感謝申し上げます。

これからも会員同士、またそのご家族も含む温かい交流の場として、このような行事を続けていけたら何よりだと思います。

西尾
支部

10月広報月間 無料相談会

会報委員 鈴木 謙一

日時 令和6年10月3日(木)
午前10時～午後3時
場所 西尾市役所1階第11相談室
相談員 牧野 格会員 竹尾 将仁会員



西尾支部では、行政書士制度広報月間実施に伴い、令和6年10月3日(木)西尾市役所において行政書士・土地家屋調査士合同無料相談会を行いました。事前の申込予約もあり、風雨で足元悪い中でありましたが、午前・午後合わせて3名の相談者が来場をされました。今回は相続・土地の境界関係の相談がありました。会場相談室が1階少し奥にありますので、来年は市役所入口あたりから会場が分かるように、のぼり旗・案内表示の設置をしたり、もう少し行政書士のPRも兼ねて行える様な準備ができたらと思います。

また同日午前中、関係官庁への広報活動としまして、西尾市役所(市民課・農林水産課・建築課・土木課)、西尾市役所吉良支所、幡豆支所、一色支所、西尾警察署、愛知県西三河建設事務所西尾支所、西尾土地改良区を訪問しました。ポスター・メモ帳等を配布し行政書士広報活動を実施致しました。

中央
支部

令和6年度第1回 私法業務部会研修会

中央支部 小林 幸弓

日時 令和6年9月26日(木)

午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館3階大会議室

講師 弁護士 南阪本 浩章氏

テーマ 『遺産分割協議書について』

出席者 50名



中央支部私法業務部会の研修会は、弁護士の南阪本浩章様をお招きし、「遺産分割協議書について」をテーマにご講義いただきました。

まず初めに、遺産分割とは何か、遺産分割の前提として当事者の確定、遺産の範囲と評価、特別受益や寄与分を含む相続分について解説がありました。続いて、実務を行ううえでの遺産分割協議書作成時

の注意点をご教示いただきました。遺産分割協議書を作成しても銀行や法務局で認められなければ意味がないため、事前に銀行や法務局に条項の文言を確認することが大切とのことでした。

休憩を挟み講義の後半では、民法改正があった遺留分について重点的にお話しいただきました。遺留分や配偶者居住権等の権利については、相続人が十分に理解したうえで遺産分割協議書を作成することが後の争いを防ぎます。また、遺産分割協議後に自筆証書遺言が見つかった場合は、不動産登記や税金についても配慮が必要であることを知り、改めて司法書士や税理士等の専門家との連携が重要であると感じました。

最後に、遺産分割協議書は個々の条項の文言が大切であること、相続人の権利を説明しておくこと、争いの気配を感じたらすぐに手を離し弁護士へつなぐことを重ねて伝えられました。

高齢化社会において、相続関連業務への関心は高く、市民からの相談も多いと思います。参加された会員におかれましては、今回の研修会で得た知識を実務で活かしていただければ幸いです。

講師におかれましては、具体的な設例とそれに対応する遺産分割協議書の文例を数多くご用意くださいました。講義後の質疑応答にも丁寧にご対応いただき、心より感謝申し上げます。

また、研修会後に行われた懇親会には、遅い時間にも関わらず39名が参加し、講師や会員同士の懇親を深めることができました。

ちょっとひと息 「台風について」

Q 台風の番号はどういう順番で付けるのですか？

A 毎年1月1日以後、北西太平洋で最も早く発生した台風を第1号とし、以後台風の発生順に番号を付けています。

Q 台風の英語名は今でも使われていますか？

A 北西太平洋域に発生する台風の呼名として、1999年までは米国が英語名を用いていましたが、これに代わり2000年1月1日からアジア名を用いることとなりました。

Q 台風のアジア名は変更されることがありますか？

A 台風のアジア名は繰り返して使用されますが、大きな災害をもたらした台風などは、そのアジア名を以後の台風で使用しないように変更することがあります。具体的には、北西太平洋及び南シナ海における台風防災に関する政府間組織である台風委員会の加盟国・地域からの変更要請を受けて台風委員会がアジア名を変更します。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

豊田
支部

令和6年度第1回 支部研修

豊田支部 田邊 めぐみ

日時 令和6年9月27日(金)

午後2時～5時

場所 豊田市福祉センター 35会議室



今回の研修は第1部として社会福祉法人豊田市社会福祉協議会豊田市成年後見支援センター（以下：社協）副センター長の中田寿枝様をお招きし「豊田市の権利擁護の支援の現状と課題」をテーマにご講演をいただきました。

豊田市では人口減少と高齢化の傾向にあり、その対策として、社協と協働して包括的な相談支援体制の充実と暮らしを支える環境整備を行っているとのことでした。具体的には、日常生活の手助けを行う「市民後見人」を育成することや市内の法人後見実施団体が自立運営できるよう立上げ費用の補助を行うなどで、「市民」「企業」「行政」と「各専門職」が共に考え安心して生きていけるまちづくりをしているとのこと説明がありました。

参加者から我々行政書士も市民と行政をつなぐ役割を担い、コスモス成年後見サポートセンターなどでの活動を行っていることもあり、専門職として行政書士もこれらの活動の一端を担えることができればとの意見がありました。

第2部は、市民相談員養成講座「相続・遺言」をテーマに、豊田支部の太田昌宏会員よりご講義をいただきました。

無料相談の多くは「相続・遺言」に関する事で、相談員としてのご経験から、注意すべき業際問題、遺言書作成業務等の重要ポイントを初心者にもわかりやすくご説明いただき貴重な学びとなりました。

また、ラジオ番組で放送された相談場面を聞かせていただき、参加者それぞれがどのように回答すべきかを考える機会となりました。

尾北
支部

支部研修旅行

会報委員 山口 勝司

日時 令和6年9月29日～9月30日

参加者 18人



尾北支部では、9月29日～9月30日にかけて、毎年恒例となっている支部研修旅行を開催いたしました。

今年は、北陸の震災をうけ、「震災から再び学ぶ」をテーマに神戸・淡路方面へのバス旅行となりました。

犬山市、江南市を出発した一行は、第一の目的地である神戸に到着し、櫻正宗記念館で、灘の酒蔵を見学し、食事をした後は淡路島へ向かい、野島断層保存館（北淡震災記念公園）へ行きました。

野島断層は、神戸淡路大震災の時にできた断層であり、地表に表れた実物の断層を見て地震の凄さを実感いたしました。特にメモリアルハウスでは、実際の家の横を断層が通り、奇跡的に家は崩れなかったものの、家の塀や花壇の煉瓦がずれた様子、当時の台所も再現され、地震の威力を実感いたしました。

宿泊は淡路温泉「夢海遊」にて、淡路島の絶景を眺めながらの露天風呂で旅の疲れを癒した後、リラックスした雰囲気の中、宴会場にて地元料理や季節の料理を満喫し、会員相互の親睦を深めました。

翌日も好天の中、なんと公園やうずしお汽船に乗船するなど、バス旅行ならではのゆったりした行程を楽しみました。

普段は忙しく、会員同士ゆっくり話をする機会を持つことも難しいですが、このような旅行の機会でも、会員同士様々な情報交換や業務についての相談などを行うことができ、有意義な2日間となりました。

一宮
支部広報月間無料相談
会

会報委員 深川 範江

日 程 令和6年10月1日(火)

場 所 稲沢市役所本庁舎

日 程 令和6年10月3日(木)

場 所 一宮市役所本庁舎

日 程 令和6年10月9日(水)

場 所 一宮市役所木曾川庁舎

日 程 令和6年10月24日(木)

場 所 尾西生涯学習センター

時 間 午前10時～午後4時

(木曾川庁舎・尾西生涯学習センター
午前10時～午後1時)

相談員 15名



一宮支部では行政書士制度広報月間に伴う活動といたしまして常設の一宮市・稲沢市の相談会に加え、一宮市・稲沢市の4か所の庁舎にて無料相談会を行いました。

相談件数は、4か所で33件の相談がありました。

今年度は、昨年の相談者数を考慮して一宮市役所木曾川庁舎と尾西生涯学習センター2か所の相談会実施時間を半日にして行いました。

相談の内容としては、遺言・相続に関する相談が21件、農地転用に関する相談が3件、不動産関係の相談が4件、成年後見に関する相談が2件、各種契約に関する相談が1件、その他の相談が3件ありました。

相談者の年齢は60代以上の方でやはり相続や遺言の相談が7割を占めており、その相談の中で成年後見制度に関して相談される方が多かったと思います。

「両親が高齢・認知症ということで判断能力が低下してきているので成年後見人の申立てをするにはどうしたらいいか知りたい。」といった相談には、家族・親族から成年後見人を選ぶ方法とコスモス成年後見サポートすることができる行政書士を選ぶ方法を説明することもありました。

高齢社会がどんどん進む中、相続・遺言はもちろんですがそれに伴い成年後見人に関する相談がこれからも増えていくのではないかと思います。

一宮支部では一宮・稲沢の関係各所に広報グッズ、ポスター、行政書士名簿の配布をさせていただき、行政書士制度をPRさせていただきました。

相続手続、遺言、成年後見制度のこと「どうしたらいいか分からない。」と困っている方や「いろいろ調べてみたけど専門家のアドバイスが欲しい。」と困っている方が無料相談会に来ていただき、困っていることの解決のきっかけになればと思います。

また私たち支部会員も相談者の方の困りごとを解決するお手伝いをするため知見を広めなければいけないと感じました。

ちょっとひと息 「台風について」

Q 台風は中心に近いほど雨が強いのですか？

A 台風による雨は中心ほど激しいとは限らず、かなり離れた場所でも雨に対する警戒が必要です。

Q 台風にはどうして前線がないのですか？

A 前線は暖かい空気と冷たい空気の境目です。熱帯や亜熱帯で発生・発達する台風の中心付近は大量の水蒸気を含んだ暖かい空気でおおわれていますので、前線はありません。一方、暖かい空気と冷たい空気の境目にできるのが温帯低気圧です。台風が温帯域まで進んできて、冷たい空気が台風の中心付近に入り込み出すと台風は温帯低気圧の性質を持ち始め、台風の中心までに前線が達すると、台風から温帯低気圧に変わったこととなります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただく質問」より

知多
支部

令和6年10月無料 相談会

会報委員 岡田 晋太郎

日時 令和6年10月1日(火)
午後1時～4時
場所 アイプラザ半田第5会議室他7箇所
相談員 計24名

日時 令和6年10月2日(水)
午後1時～4時
場所 知多市役所1階多目的会議室
相談員 3名

日時 令和6年10月10日(木)
午後1時30分～4時
場所 武豊町役場2階第4会議室
相談員 3名



令和6年度10月の行政書士広報月間において、知多支部では10月1日から10月10日にかけて5市5町の合計10箇所の各会場に無料相談所を開設し、今年各相談所合計で24組の相談者が訪れました。

どこの相談所もほとんどの相談内容が相続手続や遺言書作成に関するものでしたが、相続手続自体なから行えばいいのかわからない方や遺言書を作成したのでアドバイスが欲しい方など相談内容は様々だったので、各相談員におかれては、持っている知識や経験を活かして相談者にとって最適な手続をご案内していただけたことと思います。今回も特に問題なく無事に終えることができ、各相談所で相談員を務められた会員の皆様ありがとうございました。

今後も各自治体にご協力いただきながら行政書士の広報活動に努め、地域の方に今回のような相談所の存在を知っていただき、無料相談会の周知に努めていきたいと思っております。

豊田
支部

令和6年度第2回 建設環境部研修会

豊田支部 三宅 勇司

日時 令和6年10月1日(火)
午後2時～4時30分
場所 豊田市福祉センター 43会議室
テーマ 1. 建設業許可申請時の注意事項について
2. 部員間の情報交換会(座談会)
参加者 16名



今回の研修会は2部構成で行いました。第1部は講師に愛知県豊田加茂建設事務所の建設業許可担当者様をお迎えし、建設業許可申請時の注意事項についてのご講義をいただきました。その内容は建設業許可についての令和6年度の主な変更点、補正の対応、書類申請において従来の県証紙に加えてキャッシュレスでの納付も可能になる点、特例浄化槽事業者・解体工事登録事業者の注意点などです。特に窓口でのキャッシュレス納付は行政書士にとっても利便性があると感じました。講義の後、質疑応答、意見交換を行い、その中で特に申請・届出書類でよく見られる記載の誤りの情報に触れ、改めて気を引き締める機会となりました。県の建設事務所の担当者様と建設環境部部員との意思の疎通を図ることができ、とても意義のあるものでした。

第2部として、部員間で建設業許可全般についての意見交換会(座談会)を行いました。座談会では建設業許可の電子申請への課題、建設キャリアアップシステムの導入・評価などについて質問や意見が多く上がり、小川部長や長年の実務経験のある部員から分かりやすく説明をしていただきました。貴重なお話を聞くことができ、部員間の絆も深まり、とても有意義な時間を過ごすことができました。

碧海
支部

令和6年度広報月 間無料相談会

碧海支部 鈴木 景子

日時 令和6年10月3日(木) 午後1時～4時

場所 碧南市役所 2階 談話室

相談員 3名

日時 令和6年10月18日(金) 午後1時～4時

場所 高浜市役所 1階 多目的会議室

相談員 3名

日時 令和6年10月25日(金) 午後1時～4時

場所 ギャラリーエアピタ知立店

相談員 3名

日時 令和6年10月29日(火) 午後1時～4時

場所 アンフォーレ 多目的室

相談員 4名



碧海支部では行政書士制度広報月間に伴う活動として、毎月実施している刈谷市、安城市に加え、碧南市、高浜市、知立市において無料相談会を行いました。

10月29日は、安城市にて毎月行っている市役所での無料相談会とは別にアンフォーレ本館にて実施いたしました。

各市での相談件数は、碧南市は0件、高浜市3件、知立市1件、安城市11件でした。

相談内容は遺言・相続に関するものが中心でしたが、相続の登記、産業廃棄物事業者の法人成り、筆界についての相談もありました。行政書士だけでは解決が難しい相談もあり、どこに相談すればよいか等、今後について相談者様にアドバイスをさせていただきました。

今後も相談会の告知を通じて、より多くの方にご利用いただける相談窓口を目指して、活動を続けてまいります。

相談員として参加された皆様、大変お疲れ様でした。

名古屋
支部

名古屋支部・西北支部 合同研修会 (10月)

会報委員 宮本 隆

日時 令和6年10月7日(月)

午後6時30分～8時

場所 浄土真宗名古屋興安寺大須陵苑

講師 名古屋支部副支部長 大沼 勇人会員

テーマ 『営業しない「集客力」と受任率を高める「面談力」』

出席者 31名



今回、場所をご提供いただきました名古屋興安寺大須陵苑は、元は三河に在った興安寺で天正18年(1590年)徳川家康公が三河から江戸城に本拠を移動することになり、これに同行、駿河台・御茶ノ水に御堂を移築しました。その後、現在の地(東京都文京区本郷1丁目)へ移り開教400年の歴史がある寺院となります。8月の名古屋支部研修会にも場所をご提供いただきました。誠にありがとうございます。

内容は、集客力を向上させるポイントや面談によって受任率を向上させる方法などを講師の貴重な経験を基に色々と教えていただきました。

我々、行政書士は日々の研鑽を積み正しい知識を蓄え、ご相談に来られたお客様に的確なアドバイスや専門家だからこそ出来る提案を行うことによって信頼を勝ち取り、頼ってもらえる存在になることが大変重要と感じました。

研修後は懇親会を隠れ家的なフレンチ料理店を貸し切って開催しました。名古屋支部及び西北支部の先生方と交流できる大変良い機会となりました。ご準備いただいた名古屋支部及び西北支部の先生方、ありがとうございました。

中央
支部

令和6年度 支部旅行

会報委員 猪子 和美

日時 令和6年10月5日(土)

午前8時30分～午後5時

場所 静岡県（秋葉総本殿「可睡斎」とグランド
ホテル浜松別館「聴涛館」）

出席者 44名



今年度の中央支部の支部旅行は静岡県袋井市にあるトイレの神様として有名な「可睡斎」を訪ねました。

朝から曇天で現地の天気予報には雨マーク、階段のあるお寺でしたので、足元が心配されましたが徐々に日差しが出てきて汗ばむほど良いお天気になりました。

境内では縁起物で知られるダルマさんこと達磨大師の法要も目にする事が出来て、その後住職によ

るお寺の説明と境内を見学しました。

境内には文化遺産である襖絵や徳川家康ゆかりの品々を展示してある宝物館、そして健康にご利益があるトイレの神様の烏薊沙摩明王が祀られているお手洗いへ。このお手洗いは実際に使用出来るようです。

昼食はバスで移動して浜松へ、グランドホテル浜松別館「聴涛館」でお料理をいただきました。

初めに八十川支部長の挨拶、続きまして中央支部の会員でもあります竹田勲会長に乾杯のお言葉を頂戴し食事会が始まりました。

まだ暑い日ではありましたが、格式高いお部屋にて華やかな季節のしつらえと、秋の味覚を存分に楽しめる豪華なお料理を満喫し、各自テーブルを歩き来したり、写真を撮ったりと終始和やかな歓談の時間を過ごせました。その後、仙石秀久会員に中締め挨拶をいただいて食事会は終了、一同バスに乗り込み次の場所へ。

帰り道では浜名湖サービスエリアに立ち寄り、お買い物と綺麗な夕日を眺めひとときの休息を取り、無事に名古屋へ帰ってまいりました。

今回はバス2台のゆったりとした旅行で、リラックスできたとの声も聞かれました。

参加していただいた皆様、旅行の計画・運営にご尽力を頂いた皆様に心より感謝を申し上げます。

ちょっとひと息 「台風について」

Q 海上の台風の中心気圧はどのように測っていますか？

A 台風が海上にある場合は、島や船舶などの観測結果と気象衛星で観測した画像を用いた解析を行って中心気圧などを決めています。気象衛星で観測した画像による台風の解析では、眼の有無や形、中心付近の発達した雲の形や大きさ、雲の温度などから、台風の強度（中心気圧と風速）を統計的に導き出す方法を使っています。

Q 冬や春に日本付近で急速に発達する低気圧を台風と呼ばないのはなぜですか？

A 熱帯の海上で発生・発達した台風と、暖かい空気と冷たい空気の境目で発生・発達する温帯低気圧は全く異なる構造を持ち、強い風が吹く場所や強い雨が降る場所の特徴も異なります。冬や春に日本付近で急速に発達する低気圧は、温帯低気圧ですので台風ではありません。急速に発達する低気圧は、暴風や高波、大雨や大雪などの災害が予想されるため、気象情報や警報・注意報などで危機感を伝える様々な工夫をしています。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

尾張
支部

令和6年度広報月 間 無料相談会

尾張支部 神戸 研人

日時 令和6年10月8日(火)
午前10時～正午 午後1時～4時

場所 春日井市役所10階

相談者 19組

相談員 6名

日時 令和6年10月29日(火)
午前10時～正午 午後1時～4時

場所 小牧市役所本庁舎2階

相談者 14組

相談員 4名



行政書士制度広報月間に伴う活動として、尾張支部では、春日井市及び小牧市で無料相談会を実施しました。

会場は両日ともそれぞれの市役所内で実施し、相談会開始直後から次々と相談者の方がいらっしゃいました。春日井市では19組、そして小牧市では天気の良い中であつたにもかかわらず14組の相談がありました。どちらの会場でも、予定していたブースを増設して対応する必要が出るほど盛況となりました。

相談内容については、相続手続や遺言書に関するものがほとんどで、相談内容を書き出して持参する人や、自分自身で制度内容を調べてから相談する人など、相続に対する関心の高さがうかがえました。また、相続登記が本年4月1日から義務化されたことを知って相談会に来た方もおり、不動産の相続に関する相談も多くありました。

この相談会を通じて、地域の皆さんに行政書士が提供するサービスを周知することができたと感じています。今後も継続していくことで、行政書士の重要性を広く伝える良い機会となればと考えています。

昭和
支部

10月広報月間 無料相談会とセミナー 関係官公庁訪問

会報委員 上田 恵美

日時 令和6年10月10日(木)

場所 日進市役所
セミナー7名参加、相談者4名

相談員 4名

日時 令和6年10月16日(水)

場所 天白区役所
セミナー9名参加、相談者5名

相談員 4名

日時 令和6年10月23日(水)

場所 昭和区役所
セミナー5名参加、相談者6名

相談員 4名

日時 令和5年10月23日(水)

場所 東郷町役場
相談者3名

相談員 2名



例年10月は行政書士制度広報月間という事で、通常の無料相談会よりブースを増やして開催しています。今年も日進市、名古屋市天白区、同昭和区、東郷町の4つの地域別で会場をお借りして無料相談会を実施しました。また、日進、天白、昭和の各会場では、相続・遺言セミナーを合わせて開催しました。

天白区役所でのセミナーの様子は、別の記事でご紹介します。

広報月間のもう一つの活動として、同月内に関係官公庁を訪問し、日頃の感謝の気持ちを込めて、ご挨拶をさせていただきました。ポスターの掲示のお願いとグッズの配布、継続したご協力をお願いをしました。突然の訪問にも関わらず、丁寧に話を聞いてくださいました。

このような関係官公庁への訪問活動は、今後も定期的にしっかりと続けていき、困った時は「行政書士に相談しよう！」と一番に思い浮かべてもらえるよう、いい関係を築いていきたいと強く思いました。

名古屋
支部

10月広報月間 無料相談会

会報委員 宮本 隆

日時 令和6年10月11日(金)

午後1時～4時

場所 港区役所

日時 令和6年10月18日(金)

午後1時～4時

場所 中村区役所

日時 令和6年10月28日(月)

午後1時～4時

場所 中川区役所

相談員 合計19名



毎年10月の行政書士制度広報月間に伴い、3か所の区役所(名古屋市市中村区、中川区、港区)で会場をお借りして無料相談会を開催致しました。

ご相談件数としては毎月、中村生涯学習センターにおいて開催している常設無料相談会と同程度でした。

ご相談内容は、主に遺産分割協議書、遺言書及び贈与に関するものでした。なお、相続登記の申請義務化による影響と思われるが、不動産に係る内容も継続的にありました。

常設無料相談会を開催していない中川区及び港区においても「広報なごや」で無料相談会を知ってご相談に来られたということで、地域においてご相談のニーズがあることや「広報なごや」の広報効果についても改めて実感することが出来ました。

最後に名古屋支部において、行政書士制度広報月間の目的である行政書士制度のPRのため、名古屋支部役員の方々を中心に名古屋支部管轄の区役所、警察署及び出入国在留管理局をはじめ関係行政機関へ挨拶まわりを行いました。

海部
支部

行政書士無料相談 会

会報委員 須田 充

日時 令和6年10月12日(土)

令和6年10月19日(土)

午前10時～午後3時

場所 津島市文化会館、あま甚目寺総合福祉会館

相談員 18名



海部支部では、地域の皆様のお役に立ち、行政書士の活動を知っていただくため、津島市とあま市で無料相談会を開催しました。予想を上回る反響をいただき、当日は26件のご相談を承りました。中には開始1時間前からお並びいただく方もおり、地域の方々の期待を肌で感じる機会となりました。

特に多かったご相談は「相続」についてでした。お子様のいないご家庭や終活に関するお悩みが目立ち、それぞれの課題の深刻さを痛感しました。また、事前に調べたり資料を準備して相談に来られる方も多く、「自分の考えが正しいか確認したい」という真剣な姿勢に触れ、相談会の意義を改めて実感しました。

複雑な法的手続きは、一人で抱えるには重いものです。相談が終わると「相談できて安心しました」とおっしゃる方々の表情が和らぎ、ほっとされた様子を拝見できたことが印象に残っています。その瞬間に、この場が少しでもお役に立てたのだと感じ、やりがいを再確認しました。

今回の相談会を通じて、地域の皆様が安心して頼れる存在でありたいという思いがさらに強まりました。これからも真心を込めて対応し、皆様のお悩みに寄り添いながら、地域の支えとなれるよう努力を続けていきたいと思っております。

岡崎
支部

自動車関係研修会

会報委員 伊東 毅

日時 令和6年10月11日(金)

午後2時～4時

場所 竜美丘会館 501会議室

講師 岩崎 智也会員

(愛知県行政書士会 常務理事)

テーマ 『自動車登録関係業務の基本』

参加者 17名 (内ライブ配信受講者4名)



岡崎支部では、ここ数年開催していなかった自動車関係の研修会を開催するために本会の常務理事であり運輸交通部部長の岩崎智也会員を講師としてお招きしました。

「自動車保管場所証明申請書」や「保管場所使用

承諾証明書」などの記載方法を始めとして、行政書士ができる業務範囲が拡大された丁種封印、自動車税減免申請など自動車に関連する様々な行政書士業務について解説していただきました。

講義の中で、具体例として福岡県に住む人が、愛知県の自動車販売店から車を購入した場合、福岡と愛知の行政書士が協力することで効率的に封印業務ができる点など初心者でも理解できるようにわかりやすくお話しされました。

業務を進める際の注意点としては、車庫飛ばしなどの法令に違反する依頼は受けないこと、納期に間に合うようにスケジュール管理を行うこと、立替金の準備をしておくこと、適正な職務ができないような安い金額で依頼を受けないことなどを挙げられました。

さらに、数年前から行政手続書類への押印が廃止され書類が偽造・変造される恐れが高まってきており、トラブルに巻き込まれないための対策として自動車販売店などの依頼者から依頼書や委任状を入手して証拠書類を保管しておくことや、販売店が不適切と思われる書類を作成している場合は、適切な書類を作成するように指導していくことが大切であると強調されていました。

街の法律家である行政書士として、コンプライアンスの重要性を改めて認識させられた有意義な研修会でした。

ちょっとひと息 「震度・マグニチュード・地震情報について」

Q 報道発表資料で震源の位置やマグニチュードの値などに「速報値」もしくは「暫定値」という表現が用いられていますが、この違いは何ですか？

A 「速報値」とは、地震情報や津波警報・注意報など地震発生直後に発表される情報に用いられる値のことです。地震発生時には、速やかな情報伝達は何よりも重要であるため、「速報値」の計算には限られた地震観測点のデータのみを使用しています。

「暫定値」とは、「速報値」よりも数多くの地震観測点のデータを使用して計算された値のことです。データの数が増えるため、「速報値」よりも震源の位置やマグニチュードの精度は上がりますが、算出するまでの処理に時間がかかり、通常は地震が発生した日の翌日に更新されます。

ただし、規模の大きな地震が発生した場合は、地震情報などで「速報値」を発表した後、他の規模の小さな地震より優先させて「暫定値」の計算を行い、報道発表資料などで速やかに「暫定値」を発表することとしています。

後日、「暫定値」についてさらに精査を行い、値を最終確定します。その結果は「気象庁地震月報（カタログ編）」に収録されます。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

豊田
支部

令和6年度 支部研修旅行

豊田支部 内村 友亮

日時 令和6年10月12日(土)

場所 掛川花鳥園など

参加者 28名



まだまだ暑さを感じる晴天の中、支部研修旅行が開催されました。気さくなバスガイドさんのお話や歌の披露もあり、バスの中は終始和やかな雰囲気です。皆リラックスしながら旅行を楽しむことができました。出発後一人ずつ自己紹介をし、普段交わりのない会員同士も交流を深めていました。

最初の目的地は「ふじのくに茶の都ミュージアム」。好天に恵まれたお陰で、富士山展望ホールからは富士山山頂を望むことができ、静岡おもてなし茶を頂きました。世界のお茶文化や静岡のお茶の歴史・製茶工程など展示を見ながら学ぶことができました。

その後、焼津さかなセンターに移動し、場内の「大食堂渚」にて昼食。新鮮な魚料理を美味しく頂き、お腹も心も満たされました。食事の後は自由行動にて各自海産物をお土産に買いました。

食事のあと最後の目的地である「掛川花鳥園」に移動。園内の様々な鳥たちを間近で見たり、迫力満点のバードショーを楽しみました。

帰りのバスの中では、バスガイドさんのお話されたことや旅行先の中から出題のクイズ大会やなぞなぞ大会を行い、大いに盛り上がりました。

豊田支部らしい、終始笑顔溢れる研修旅行となりました。

東名
支部

令和6年『尾張旭 市民祭』

会報委員 服部 麻帆

日時 令和6年10月13日(日)

午前10時～午後4時

場所 城山公園野球場エリア

出席者 10名（ブース来訪者 約700人）



尾張旭市では毎年秋に、「尾張旭市民祭」が開催されています。

このお祭りは、イベント等を通じて人と人がふれあうまちづくりを目的として開催されているそうです。各エリアごとにグルメ、買い物、展示などのブースのほか、多彩なステージやパレードなどが実施されます。毎年、市内外から多くの方々を訪れ、賑わいます。

東名支部では、最終日の2日目に毎年の恒例となった輪投げコーナーを出店致しました。3回投げて輪っかが入った数だけお菓子をゲット！そして、3回全て成功すると、「ユキマサくんチャレンジ!!」。ユキマサくん人形を的に、見事成功すると豪華花火セットが貰える催しです。お子様は勿論のこと、親御さんも熱くユキマサくんチャレンジに挑戦していました。開始直後から多くの方々にご来場いただき、あっという間に長蛇の列が出来上がりました。パンフレットとクリアファイルのセットを配布しながら、広報月間の無料相談会についてのPR活動を行いました。準備をしていた配布物のセットは午前中に配り終わるほどの大盛況ぶりでした。輪投げを通して地域の方々と交流を深めることができ、とても楽しいお祭りでした。10月中旬、異例の残暑の中、輪投げを盛り上げ大成功に導いていただきました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

名古屋
支部

10月及び11月常設 無料相談会

会報委員 宮本 隆

日 時 令和6年10月15日(火)、11月19日(火)

午後1時～4時

場 所 中村生涯学習センター

相談員 合計12名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和6年10月及び11月は、予定通り開催致しました。

10月は、行政書士制度広報月間の無料相談会が、今回の常設無料相談会の数日前に中村区役所において開催されたため10月は4件、広報月間の無料相談会は4件となり、分散したものの合計では少し多い傾向となりました。11月は、5件であり平月並みとなりました。

名古屋支部で継続的効果が出ている名古屋市営地下鉄東山線本陣駅（中村区役所最寄駅）のホームドア広告をご紹介します。実際の広告は掲載した写真の通り、大きな文字で簡潔明瞭にまとめられており、お困りの方が「頼れる街の専門家である行政書士」に相談してみようとする良い機会を創出できているのではないのでしょうか。

今回のご相談は相続に関するものがほとんどで、その中でも遺言書に関する内容が多くありました。遺言方式として公正証書遺言等、遺言の効力が生じる事項及び遺言者がお亡くなりになった際に遺言内容を実現する遺言執行者の指定などをご説明することがあると思います。ご相談者様の財産も多種多様であるためご提供頂いた情報を基に的確なアドバイスを行い、今後も頼られる行政書士でありたいと思いました。

昭和
支部

10月広報月間 天白セミナー開催

昭和支部 中田 雅恵

日 時 令和6年10月16日(水)

午後1時30分～2時

場 所 天白区役所3階第一会議室

講 師 武 讓二会員

テーマ 『相続・遺言』

出席者 10名



昭和支部では、毎年、行政書士制度広報月間にあわせて無料相談会の開始前に『相続・遺言』についてのセミナーを開催しています。今回は、昭和支部の武讓二会員にご講義をしていただきました。

セミナーでは、基本的なお話から具体的な事例での遺言書と遺産分割協議書の作成方法へと進み、また、相談会時にご質問の多い税に関しても、専門の士業の役割分担があること、そして最後に最近の民法改正についてのご説明があり、午後2時ちょうどにセミナーを終了して相談会室へと移動しました。

30分という限られた時間の中で、受講者が法律用語を理解することは難しいことと思いますが、武会員のご講義は、初めに遺産分割協議書は相続発生後であること等の時間軸における基本情報を伝え、全体像をお話しされていらっしゃいました。

ご高齢の方にもご理解いただけるように、表の見方については時間をかけてお話しされるなど、受講者側に寄り添ったご講義であったことに感銘を受け、大変勉強になりました。

セミナー参加者の方からは、無料相談会にも続けて参加のご希望が出るほどの反響があり、また、その後の無料相談会においても、ご相談者は、受講内容を理解されてご質問をされていらっしゃいました。

今後、市民の皆様方に行政書士業務についてご理解いただけるように、広報月間において、引き続き市民に寄り添ったセミナー開催の必要性を実感しました。

東名
支部

10月広報月間 無料相談会

会報委員 服部 麻帆

日時 令和6年10月17日(木)
午前9時～正午

場所 長久手市役所

相談員 4名

日時 令和6年10月19日(土)
午前9時30分～正午

場所 尾張旭市役所

相談員 4名

日時 令和6年10月23日(水)
午前9時～正午

場所 守山区役所

相談員 4名

日時 令和6年10月28日(月)
正午～午後4時

場所 瀬戸市役所

相談員 4名



守山区役所にて

10月の行政書士制度広報月間に伴う活動として、東名支部では、毎年、長久手市、尾張旭市、守山区、瀬戸市の四ヶ所の地区で無料相談会を開催しております。各会場では、ポスターを掲示し、ご相談にお越しいただいた方々にはクリアファイルとパンフレット、メモ帳のセットを配布いたしました。

相談件数は全体で26件。多くの方々にお越しいただきました。これに関しましては、各地区幹事会員による関係各所への積極的な事前のPR活動、10月に開催された『尾張旭市民祭』で行った広報月間のPR活動の成果が十分にあったのではと思われます。

相談内容は遺言・相続に関するご相談が多く、相談員を務めた各会員は、これまで培った経験と知識をもとに親身に対応しておりました。

今後も広報月間のみならず、常設無料相談会でも親身な対応を心掛け、『頼れる街の法律家』として活動し、日々の行政書士業務のPR活動続けて参ります。

知多
支部

防災研修会

会報委員 岡田 晋太郎

日時 令和6年10月17日(木)
午後2時～4時

場所 アイプラザ半田 小ホール

参加者 21名



知多支部では、「防災研修会」として、半田市役所防災安全課の職員様を講師にお招きし、防災に関する講義をしていただきました。

現在知多支部では、知多半島の5市5町と災害時派遣協定を締結しており、各市町の要請により、各市町が開設した被災者支援相談窓口での相談業務の他、必要に応じて行政書士業務を行うこととなっています。

実際に災害が発生して各市町から派遣要請された際に適切に対応するためには、まずは自分自身の身の安全を守ることが大切であり、今回の研修では、この自助のために具体的な方法を知ることができました。

講義の内容としては、災害や帰宅困難者などの防災に関する用語の定義や南海トラフ地震に関することから始まり、災害発生前に準備すること、災害発生時に発生する人間の心の作用や地震発生時にとるべき行動、避難時や帰宅困難時の行動として押さえておくべきポイントなどを災害発生時の動画や写真を交えて講師からお話いただきました。また、講師の方は以前救助隊として震災時の救助活動を行われていたり、実際に被災地を訪問した経験があり、その時の経験や感じたことをお話しいただき、これまで大規模な災害を経験したことがない各会員の方にとって今回の研修は貴重な機会になったと思います。

当たり前かもしれませんが、災害はいつ発生するかわからず、災害に対する準備や対策は住んでいる土地の性質や置かれている環境によって違います。今回の講義はそれらを再確認し、防災意識をさらに高めることができた有意義な研修となりました。

尾張支部

令和6年度 支部旅行

尾張支部 鈴木 里佳

日時 令和6年10月19日(土)

場所 ヤマハリゾート「葛城北の丸」

参加者 18名



令和6年度の尾張支部研修旅行は、美味しい食事を楽しみながら会員相互の親睦を深めることを目的として、静岡県にある、ヤマハリゾート「葛城北の丸」に決定しました。当日は雨予報でしたが、朝になってみると雨は降っておらず、曇り空の中出発となりました。今年はまだ暑い時期だったので、ちょうど過ごしやすい気候となりました。目的地である葛城北の丸は静岡県の袋井市、小高い山の中腹にあ

る宿泊施設です。今回、尾張支部は日帰りの食事のみの利用です。向かう途中の山道が非日常感を演出し、エントランスに到着したときには大きな長屋門を目にして参加者の皆さまは歓声をあげていました。今回は気兼ねなく食事を楽しんでいただくために個室を手配、そこに向かう廊下も迷いそうな程長く、途中ではこの宿自慢の庭園を目にすることもでき、期待感が高まりました。少しずつ提供されるお料理は、遠州灘、駿河湾、浜名湖を中心とした新鮮な魚貝と地元の野菜にこだわっているそうです。旬の食材が取り入れられ、前菜から始まって甘味に至るまでひとつひとつ盛り付けも美しく、また、大きな窓から見える景色も庭園の緑がひととき美しく、会員間の会話もはずんでいました。今回の食事場所である葛城北の丸は、広大な庭園と自然林を有しています。伺った時期は紅葉には早く、花が咲く季節ではなかったことが残念ですが、それでも手入れされた庭園の芝生と緑が素晴らしく、腹ごなしに散歩しよう、と結局は全員が散策路の散歩に出かけました。葛城北の丸を出た後はヤマサちくわの里に立ち寄り、試食を楽しみながらお土産を購入、帰路につきました。一日という短い時間ではありますが、メインを食事と懇親にしたことで、ゆっくりと会員相互の交流ができたのではないかと思います。今後も支部の活動を通じて会員相互の交流を深める企画を提供していきます。

ちょっとひと息 「台風について」

Q 台風の大きさ、強さの定義は？

A 台風の大きさは、風速15m/s以上の強い風が吹くおそれがある範囲を台風を中心からの半径で表して定義しています。台風の強さは、最大風速の大きさで分類しています。

Q 台風とハリケーンとサイクロンの違いは何ですか？

A 台風は、東経180度より西の北西太平洋および南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、最大風速が約17m/s以上になったものを指します。ハリケーンは、北大西洋、カリブ海、メキシコ湾および西経180度より東の北東太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、最大風速が約33m/s以上になったものを指します。サイクロンは、ベンガル湾やアラビア海などの北インド洋に存在する熱帯低気圧のうち、最大風速が約17m/s以上になったものを指します。

このように、それぞれの名称を付している最大風速の基準には違いはありますが、台風もハリケーンもサイクロンもそれぞれの地域に存在する熱帯低気圧を強さによって分類している用語の1つということになります。なお、サイクロンは熱帯低気圧と温帯低気圧の区別をせず、広く低気圧一般を指す用語としても用いられることがあります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

東三支部

豊橋市・豊川市・田原市出前無料相談会

会報委員 山崎 仁

- 日時 ①令和6年10月19、20日(土、日)
②令和6年10月27日(日)
③令和6年10月27日(日)
- 場所 ①豊橋公園(豊橋まつり特設ブース)
②本宮の湯(本宮まつり特設ブース)
③田原文化会館(田原市民まつり特設ブース)
- 相談員 25名



東三支部では、地域の皆様に気軽に行政書士を活用していただくための広報活動として、イベント会場等での出前無料相談会を開催しております。

10月19、20日(土、日)は初めて豊橋まつりの会場に相談ブースを設けさせていただきましたが、両日ともひっきりなしに相談者が訪れるほど大盛況で、合計52件の相談がありました。内容は相続に関する相談が中心で、他には土地の筆界立会に関する相談や「故人のスマホのロック解除する方法を教えてください」との相談も有りました。

10月27日(日)開催の本宮まつり(豊川市)と田原市民まつりでは、それぞれ8件、10件の相談がありました。本宮まつりでの相談会は初めて、田原市民まつりは2回目の開催となりましたが、こちらも相続関係、土地利用関係の相談が大半でした。

いずれの相談会もイベント会場の気やかな雰囲気や敷居が低く、利用しやすいのが利点だと感じました。今後も様々な取り組みでPRし、行政書士が地域の皆様のために活躍できれば幸いです。

相談員としてご協力いただいた会員の皆様には心より感謝申し上げます。

西北支部

秋の広報活動

会報委員 佐橋 正也

- 日時 令和6年10月20日(日)
- 催事 北区民まつりーきた・きたフェスタ
- 場所 八王子中学校

- 日時 令和6年11月3日(日)
- 催事 西区民まつりー西区おまつり広場
- 場所 庄内緑地公園



夏が過ぎ、少しずつ過ごしやすい季節になってきた10月、西北支部では例年開催されている「北区民まつりーきた・きたフェスタ」に今年も参加させていただきました。

今回も八王子中学校の運動場に設置していただいたテントブースをお借りして、無料相談会を実施しました。

その他にも来場された方々にチラシ等をお配りして行政書士の活用方法、お役立ち情報などご案内いたしました。

また、お子さま向けのスーパーボールすくいには長蛇の列ができており、人気の場所になっていました。

そして翌々週の11月3日には、庄内緑地公園で開催された「西区民まつりー西区おまつり広場」に西北支部として初めて参加、出展させていただきました。無料相談や広報活動等を行いました。

ここでもやはりスーパーボールすくいは大人気で、大きな公園の賑やかな空気とお子さまの元気な声に当日、イベントの運営サポートに就いていただいた支部会員にも笑顔がこぼれ、初参加ながら大盛況のうちに終わることができました。

一宮
支部

令和6年度 ランチミーティング

会報委員 深川 範江

日時 令和6年10月22日(火)
午後11時～12時30分

場所 アイプラザ一宮

講師 一宮支部 増田 ちづ子会員・平松 里香
会員

テーマ 『講師を中心としたランチミーティング』

参加者 7名



一宮支部では、支部研修事業の一環として、元一宮支部長の増田ちづ子会員と平松里香会員を講師にお迎えしてランチを頂きながら、参加者から寄せられた事務所経営やコンプライアンスなどに関する疑問についてのトークをミーティング形式にて行うランチミーティングを開催いたしました。

講師を含めて4人と5人のグループに分かれミーティングを行いました。

他士業との関係については、積極的に関わる・他士業の業務を知ることが大事になるとの事です。

依頼者との関わり方については、駄目なことは駄目と言える勇気を持つこと・依頼者とのやり取りは必ず業務日誌を付ける必要性についてお話をされました。

先輩の行政書士とのつながりについては、教えてもらう時自分でデータを作成した上で指導を仰ぐようにする事が大事であり礼儀はしっかりとすることが必要であるとの事でした。

支部活動の今後の方向性、広報・研修・親睦についてや希望役員の担い手の確保についてはより詳しくお話を伺うことができました。

どのテーマについてもご自分の経験を基にお話を伺うことができ、通常の業務研修とは違った気づきがあり、参加された方にとっても得ることが多いランチミーティングであったと思います。

昭和
支部

令和6年度第3回 市民法務研究会

会報委員 上田 恵美

日時 令和6年10月24日(木)
午後4時45分～6時

場所 天白区役所 1階第二会議室

講師 片瀬 裕司会員 (東名支部)

テーマ 『初心者のための相続・遺言業務研修
(遺産分割協議書の作成～遺産分割協議書の実例、注意すべき事項)』

出席者 21名



令和6年度第3回市民法務研究会が開催されました。第1部は無料相談会の実施報告、第2部は上記テーマによる研修の2部構成です。第1部では8月と9月に実施した無料相談会の報告と質疑応答が行われました。相談内容のほとんどが遺言と相続に関するもので、沢山の方が相談にお越しになり、関心の高さが窺えました。

第2部では、東名支部の片瀬裕司会員を講師にお招きして、遺産分割協議書の作成について初心者にも分かりやすく講義をしていただきました。業務を取り扱う上で、採めたら弁護士、相続税の話になれば税理士、不動産登記が必要となれば司法書士との業際問題を意識して、他士業との繋がり持ち、連携することが大切である事を教えていただきました。

また、片瀬会員が作成した遺産分割協議書を取り上げながら、実際の財産目録の書き方から、それに沿った遺産分割協議書の書き方と作成上の注意事項を一つずつ丁寧に解説していただきました。

実例を用いた大変分かりやすい講義で、初心者でも遺産分割協議書について理解が進み、大変有意義なものとなりました。今後の行政書士業務に活かしていきたいと思います。

岡崎
支部

研修会

会報委員 伊東 毅

日時 令和6年10月22日(火)

午後2時～4時

場所 竜美丘会館 302会議室

講師 岡崎支部 野澤 成裕会員

テーマ 『ドローンの許可申請について』

参加者 8名



今回の支部研修会は、岡崎支部の会員であり、ドローン操縦士でもある野澤成裕会員に講師を務めていただきました。

ドローンには航空法、小型無人機等飛行禁止法などの様々な法令が関係しており、飛行禁止空域でドローンを飛ばすために必要な3つのポイントについて詳しく解説していただきました。

①2022年6月から100g以上のドローンは「登録」が必要となり、登録番号を機体の見える場所に掲示することになり、②登録の後で国土交通省航空局の「許可・承認」を経た上で、③安全な飛行を確保するために飛行計画やルートを事前に「飛行登録」しておくことが必要とのことです。これらの手続きはドローン情報基盤システム2.0（通称：DIPS2.0）を利用するそうです。

インストラクターの指導の下、研修参加者がドローンを飛ばす体験もしました。プロポと呼ばれるコントローラーで前後・左右・上下と簡単に動くのですが、緩急をつけた動きや細かい動きをするためには訓練が必要であると感じました。

現在ドローンは、農薬の散布、測量、獣の駆除、高齢者の認知機能の低下防止など生活の様々な場面で役立てられていることも紹介されました。

ドローンの活用が広がってきていることから、今後ますます機体登録や飛行の許可・承認申請が増えていくことが予想されます。代行業務ができる私たち行政書士がしっかりサポートしていくことが大切だと実感できた貴重な研修会となりました。

東名
支部

建設環境部研修会

東名支部 谷口 一直

日時 令和6年10月26日(土)

午後3時30分～5時30分

場所 尾張旭市中央公民館102会議室

講師 神谷 昌良会員（東名支部）

テーマ 『事業年度終了届出書の作成と経営事項審査の概要』

参加者 12名



今回の建設環境部主催の研修会は、当支部の神谷昌良会員に、「事業年度終了届出書の作成と経営事項審査申請の概要」というテーマで講義をしていただきました。

建設業に係る業務を受託するのであれば、一度は建設業法に触れておいた方がいいとの助言から始まり、前半は事業年度終了届出書の作成、後半は経営事項審査の概要という流れで進行しました。

研修は、基本的には愛知県の知事許可を前提に説明していただきましたが、時折他県に申請する場合の注意点や大臣許可の場合の注意点についても解説していただきました。

また講義で使用する資料を、神谷会員自ら設問形式で用意され、なかでも工事経歴書作成の設問では微妙な塩梅の金額設定になっており、実務経験の少ない受講者にはとても良い例題になったと思われます。

経営事項審査の概要についての講義では、審査の必要性、各審査項目の用語説明や評価方法、また提出するタイミング、有効期限等幅広い内容について分かり易く丁寧に説明していただきました。

最後に経営事項審査に係る業務を受託する際には、必ずしも評点が高い方がいいとは限らないので、その依頼者の目指すべき目標を共に検討し、方向性を提案することも必要であると述べられました。

📎
碧海
支部

令和6年度 日帰り親睦旅行

碧海支部 鈴木 景子

日時 令和6年10月26日(土)

場所 サンセットウォーカーヒル
(愛知県常滑市金山上白田130)

参加者 23名



令和6年10月26日、碧海支部の恒例行事である親睦旅行が開催されました。今回は会員17名に加え、会員配偶者2名、御子息4名の計23名が参加。今回は家族連れの参加もあり、いつもとは一味違う和やかな雰囲気の中で行われました。

午前10時に刈谷市産業振興センターを出発し、愛知県常滑市の農家レストラン「サンセットウォーカーヒル」へ向かいました。このレストランは、国家戦略特区に認定された農家が運営しており、知多半島の新鮮な地元食材を使用した料理を提供しています。曇り空ながらも、丘陵地から望む伊勢湾の風景は見事で、参加者は景色とともに地元ならではの美味しい料理を楽しみました。家族同士や会員同士の会話も弾み、笑顔があふれるひとときとなりました。

昼食後は「めんたいぱーく」を訪問。明太子の製造過程の見学や試食を楽しみ、お土産を買って参加者それぞれが充実した時間を過ごしました。午後3時半には刈谷市産業振興センターに無事帰着し、一日の旅程を終わりました。

限られた時間ではありましたが、会員同士の笑顔が溢れた親睦旅行となりました。企画・運営して下さった役員の皆様、ありがとうございました。

📎
一宮
支部

令和6年度第1回 全体研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年11月1日(金)

午後6時～7時45分

場所 尾張一宮駅ビル (iビル)

講師 大沼 勇人会員 (名古屋支部 副支部長)

テーマ 『営業しない集客の極意

～新規顧客・紹介元確得、受任率・単価UP、セミナーからの個別相談誘導率UP等に必須の集客とセールス』

出席者 30名 (他支部8名)



一宮支部では、第1回全体研修会として名古屋支部の副支部長である大沼勇人会員を講師としてお迎えして「営業しない【集客】の極意」というテーマでお話をいただきました。

大沼会員は行政書士法人相談の代表行政書士をされていてグループ全体での相続「受任」件数年間1800件以上という事でした。

まず、事務所はお客様目線で駅から5分以内で建物の1階が一番いいと話されました。グループの事務所所在地の18拠点はすべて5分以内になるとの事です。

お客様のニーズを直接聞いて、知りたい情報が自分が提供できるかが大事だと話されました。

また、自分の価値を広め、お客様が周りの方が営業をしてくれるのが一番いいとも話されました。

今回の研修は参加された会員にとって、とても内容の濃い、また気づきのある研修会であったと思います。

研修会后、懇親会があり、出席された会員が直接大沼会員に質問したりしてとても盛り上がった会になりました。

大沼会員は0→1を作り出すアイデアにより、多数のファン顧客、紹介元、顧問先等を獲得されており、定期的に自主勉強会を開き、新行政書士等のサポートに力を入れているとのことでした。

また大沼会員の話を伺いたいと思われた会員も多くいたように思いました。

東三
支部

令和6年度第1回 土地利用部会研修会

会報委員 山崎 仁

日時 令和6年11月6日(水)
午後2時～4時

場所 カリオンビル 5階大会議室

講師 豊橋市役所 建築指導課開発審査G職員

出席者 41名



今回の土地利用部会主催の研修会では、昨年引き続き豊橋市役所建築指導課開発審査G職員の方を講師としてお招きし「盛土規制法について」と題し、ご講義いただきました。

はじめに盛土規制法の概要等についての説明がありました。この法は①スキマのない規制②盛土等の安全性の確保③責任の所在の明確化④実効性のある罰則の措置、を目的とし令和5年5月26日より施行されておりますが、豊橋市は令和7年1月1日より、許可権者が愛知県知事の自治体では令和7年5月9日より規制が開始されます。

続いて規制区域や許可対象となる工事について、豊橋市は市内全域が「宅地造成等工事指定区域」に指定されること、許可対象となる盛土・切土・土砂の仮置き等の事例及び許可を要しない工事の事例、対象とならない規模の工事でも複数の工事に一体性があると認められる場合は許可が必要になる等の解説がありました。

申請手の流れについては、申請に対する標準処理期間や申請時に必要な添付書類、周辺地域住民への事前周知方法等の説明がありました。

最後の質疑応答では、多くの出席者より具体的な事例に基づく質問が飛び交い関心の高さが窺え、今回の研修会が会員の皆様にとって大変有意義な機会になったことと思います。

豊田
支部

令和6年度第1回 法人経営部研修会

会報委員 石原 遥

日時 令和6年11月7日(木)
午後3時～4時30分

場所 豊田商工会議所206号室

講師 井藤 真生会員（豊田支部）

テーマ 『法人設立と法人経営分野の業務の進め方』

参加者 12名



「初心者大歓迎 法人設立と法人経営分野の業務の進め方」と題して、豊田支部法人経営部長の井藤真生会員に講義をしていただきました。

今年の3月に、井藤会員による法人設立に関する研修が行われており、その続編として開催されました。

まずは法人設立についての復習から。手順や費用、ソフトウェアなども具体的にご紹介いただきました。

そしていよいよ本題、法人設立後の業務について。許認可や契約書作成、定款変更、補助金等の業務の進め方や、それぞれ行政書士でできること、他士業の方を頼るべきところ、その際の注意点なども併せてご説明いただきました。また、具体的な業務内容についてばかりでなく、顧問契約や営業手法にも触れ、費用対効果や、報酬上限、付帯業務などを含めて井藤会員の豊富な経験をもとにお話し下さいました。

法人設立からその後の顧客との関わり方が非常に分かりやすく、参加者も自分なら…と具体的に思い浮かべながら、終始質問の飛び交う活発な研修会となりました。

名南
支部

瑞穂区民まつり 無料相談会

名南支部 山田 恵子

日時 令和6年11月9日(土)

午前10時～午後3時

場所 パロマ瑞穂野球場前駐車場



今年も「瑞穂区民まつり」にて愛知県行政書士会名南支部無料相談会を開催しました。

当日の天気予報が雨天であり「もしや雨天中止か？」と嫌な予感がしましたが、徐々に天気予報が曇りから晴れに変わったことから、これは山本支部長を始めとする会員の日ごろの善行と、晴れ男晴れ女が集結する名南支部に天が味方をしたとすら思わせるような爽やかな秋晴れのおまつり日和となりました。

昨年と会場が変更となり、若干規模が縮小された感じがありましたが、ステージイベントを始め、各種ブースも大盛況でした。

当ブースは無料相談会や毎年恒例の「ユキマサくんの塗り絵で下敷きを作ろうコーナー」と昨年に引き続き一般社団法人笑い文字普及協会様のご協力によるハガキに笑い文字でお名前を書くサービスをご提供いただきました。こちらのコーナーは塗り絵コーナーと同様大盛況であり、参加をされた皆様に喜んでいただきました。

区民まつり初登場の行政書士会のマスコットキャラクター「ユキマサくん」も会場で愛嬌を振りまき、すっかり会場の人気者となっていました。

無料相談会は相続に関するご質問や、生活保護に関するお問い合わせなど9件のご相談に対応しました。

短い時間ではありますが、地域の皆様と交流もあり、支部会員の親睦もより一層深まる楽しい1日となりました。

昭和
支部

令和6年度日進市避難所 開設運営訓練(防災訓練)

昭和支部 中田 雅恵

日時 令和6年11月10日(日)

午前8時30分～11時

場所 日進市竹の山小学校及び相野山小学校

参加者 昭和支部会員6名(2組に分かれて参加)



昭和支部では、昨年引き続き日進市の防災訓練に参加しました。今年は大震災直後ということもあり、市民の方の関心が高く、多くの方が見学にみえました。

支部のブースでは、保険や税の減免、見舞金などを受け取る為に罹災証明書が必須であることなどを、パネルを用いてご説明し、現時点における取得のための罹災証明書交付申請書等を配布しました。見学された方から「それは知らなかった！」とのご感想があり、ご相談者は50名から60名ほどありました。

今年は司法書士会のブースもできて、其々の法律家の仕事の違いについても知っていただけたと思います。

ボーイスカウトのブースでは、里山で体験した非常時の道具、食用の野草などについての展示と解説、通信の分野では、日進市LINE公式アカウント登録による防災を、市としては、タブレットを用いて航空写真でお住いの浸水区域を知る体験ブースがありました。また、段ボールの簡易ベッド、避難時に課題となる更衣室・授乳室用の簡易テント等の展示もありました。

最後に日進市長の災害時に関するお話があり、その後、非常用に炊かれたごはん等を頂き解散となりました。

見学者の方は熱心に質問をされていた為、今後、防災の観点から、罹災証明書の取得手続きを周知する必要性を感じると共に、このような情報の提供は、行政書士の存在を広く知っていただける機会ととらえ参加していきたいと思いました。

東三
支部

第15回東三河自由 業フォーラム

会報委員 山崎 仁

日時 令和6年11月15日(金)

午後6時～8時15分

場所 ホテルアソシア豊橋5階 ザ・パティオ

出席者 20名(行政書士会からの出席者数)



東三河の各士業が一堂に会する、年に一度のイベント「第15回東三河自由業フォーラム」が令和6年11月15日(金)に開催されました。今年の幹事団体は愛知県弁護士会東三河支部と愛知県司法書士会東三河支部が務めてくださり、愛知県行政書士会東三河支部からは20名が出席いたしました。

我が東三支部、水野悠支部長の開会の辞で幕を開け、乾杯は愛知県土地家屋調査士会東三河支部の白井支部長が務められました。

今回のフォーラムは各士業の紹介の時間を設けず、例年と比べ歓談の時間が多くとられるタイムテーブルとなりました。豪華な料理とお酒を味わいながら、日頃より業務で連携されている他士業の先生同士で談笑される姿や、比較的経験の浅い先生方が新たなネットワーク構築や業務の幅を広げるべく他士業の先生と積極的にコミュニケーションを取られる姿が印象的でした。

愛知県社会保険労務士会三河東支部の築瀬支部長による閉会の辞で閉幕となりましたが、今年もこの場で新たな業務連携や他士業とのつながりが多く生まれ、出席された各士業の先生方にとって大変有意義な時間となったことでしょう。

東名
支部

法人経営部研修会

東名支部 勝 友香梨

日時 令和6年11月16日(土)

午後3時30分～5時30分

場所 尾張旭中央公民館 102会議室

講師 小河 英仁会員(東名支部)

テーマ 『株式会社設立業務の基礎～電子定款作成・電子定款認証の実務～』

出席者 17名



去る11月16日(土)、「株式会社設立業務の基礎～電子定款作成・電子定款認証の実務～」というテーマで、法人経営部主催の研修会を開催いたしました。講師は、法人設立業務に精通されている小河英仁会員。出席者は、東名支部会員17名でした。

株式会社設立の流れに沿って、必要な準備や手続きについて、行政書士が行うことができる電子定款作成や電子定款認証の代理業務を中心にお話いただきました。実務を進める上で注意したいポイントはもちろん、小河講師が実際に業務で使用されているヒアリングシート等の資料を用いた解説が、特に勉強になりました。株式会社設立業務は、分野を問わず依頼される機会が多いので、参加された新人会員にとっても、有益な研修になったのではないのでしょうか。

株式会社設立業務は、行政書士の業務範囲、他士業との業際を正しく理解した上で進める必要があります。初めて株式会社設立業務を受任する会員にとっても、ベテランの会員にとっても、大変有意義な研修会になりました。

一宮
支部令和6年度
親睦旅行

会報委員 深川 範江

日時 令和6年11月16日(土)

午前8時～午後6時30分

場所 福井(光る君へ 越前 大河ドラマ館)

参加者 14名



一宮支部では、令和6年度の親睦旅行で福井に行きました。参加者は14名と例年と比べると少なめでしたがまとまりのある感じで親睦旅行がスタートしました。

今井隆昌支部長より「今日も早朝より一宮支部の親睦旅行にご参加いただきありがとうございます。天候も何とか1日もちそうですので皆さん本日は楽しんでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。」と挨拶をいただきました。

目的地までは飲み物を飲み、お菓子を食べ、近くの席の会員と話をしたり、ベテランのバスガイドさんの話などでバスの中は盛り上がっていました。サービスエリアでバスから降りた時も持っていった上着を着なくてもいいほどお天気にも恵まれていました。

昼食前に鯖江のメガネミュージアムに寄りメガネの歴史をみることができました。

昼食は越前市の和風レストラン瀧雅にて会席料理を頂きました。乾杯の音頭はベテランの渡邊訓保会員にいただき昼食は始まりました。参加者はベテランの会員も多くみられ新人会員とも話が盛り上がり笑い声もみられました。

中締めを内藤広子会員がされ「今日の参加者の半分が女性の会員で、やはり一宮支部は女性が強いなあと思います。女性頑張ろう。」と話され、一丁締めで楽しい宴会は終わりました。

午後からは今回の旅行のメインである「光る君へ越前大河ドラマ館」で「光る君へ」の世界を感じ大河ドラマを観ている会員はもちろん観ていない会員も楽しむ事ができました。

最後の日本海さかな街では海の幸のお土産を買っている会員も多く観られました。帰りのバスの中でもいろんな話で盛り上がっていました。

参加人数は少なかったですが一体感があり、とても楽しく親睦を深めることができた旅行になりました。親睦旅行を企画してくださった親睦担当の玉田和弘副支部長どうもありがとうございました。

ちょっとひと息 「台風について」

Q 台風予報はどの範囲を担当しているのですか？

A 日本の気象庁は赤道以北、北緯60度まで、東経100度から180度までの範囲にある台風の位置決定及び予報について担当しています。

Q 台風が温帯低気圧になった途端に台風情報を終了するのはなぜですか？

A 台風が温帯低気圧になっても強風や大雨による大きな影響が続く場合は、台風情報を終了した後も強風や大雨、高波などに関する警報や注意報、気象情報等を発表しています。台風の一般的な特徴は、中心付近で風が強いこと、台風の中心を取り巻いて発達した雨雲が存在することです。一方、温帯低気圧の特徴は、広い範囲で風が吹くこと、前線に沿うなどして発達した雨雲がひろがっていることなどです。台風が温帯低気圧に変わった場合は、低気圧の位置よりも強風や大雨、高波などが予想される場所が重要ですので、各地の気象台が発表する警報や注意報、気象情報などに留意してください。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

名南
支部

南区民祭り無料相談会

名南支部 井戸 規光生

日時 令和6年11月17日(日)

午前10時～午後3時

場所 南区道德小学校 体育館



11月17日、秋晴れの中で開催された南区民祭りに、行政書士愛知県会名南支部も参加しました。今年の支部ブースは、道德小学校の体育館に配置され、多彩な企画が来場者を迎えました。ユキマサ君の塗り絵コーナー、笑い文字体験コーナー、そして遺言・相続や各種許認可などに関する無料相談会が行われ、子どもから大人まで楽しめる内容が充実していました。

塗り絵コーナーでは、60名の子どもたちが色鮮やかな作品を完成させ、笑い文字体験コーナーには195名もの参加者が集まり、楽しみながら文字の魅力を体感しました。また、無料相談会では5名の方の遺言や相続、許認可に関する相談を行い、専門的なアドバイスを受ける機会となりました。

祭り全体のにぎわいもさることながら、支部ブースも大盛況で、地域の皆様と交流を深める貴重な時間となりました。今後も地域活動を通じて、行政書士の役割を身近に感じていただけるよう努めてまいります。

一宮
支部

令和6年度第3回女性部会研修会

一宮支部 深川 範江

日時 令和6年11月20日(水)

午前10時～12時

場所 尾張一宮駅前ビル（iビル）

講師 増田 ちづ子会員

テーマ 『数次相続・代襲相続をめぐる実施について』

出席者 16名（他支部1名）



一宮支部では第3回女性部会研修会を一宮支部の増田ちづ子会員を講師にお迎えして開催しました。

代襲相続・再転相続・数次相続の実務とその実態について講義をしていただきました。

相続の種類として現行法による相続・旧法による相続があると説明をされました。現行法と旧法をその年代で正しく相続手続を行うことが重要になるとも話されました。

胎児の相続について忘れがちであるが胎児を含めて相続の手続をする必要があると経験を基に話されました。

被相続人が昭和55年1月1日以前に死亡した場合また以降に死亡した場合の相続分に違いがある事も学びました。

代襲相続・再転相続・数次相続に関して経験や事例をあげて説明していただきました。

今回の研修で再転相続・数次相続を初めて知り、代襲相続を含めて正しく相続していただくようにしなければいけないと思いました。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、ご依頼があった時には今回研修で教えていただいた内容を参考にして業務に生かしていきたいと思っています。出席された会員にとって、大変有意義な研修会であったとも思いました。

尾張
支部

第1回研修会

会報委員 河津 真子

日時 令和6年11月22日(金)
午後4時30分～6時15分
場所 ルネック会議室A
講師 中村 修一会員 (名古屋支部)
テーマ 『行政書士としての相続業務』
出席者 35名



尾張支部では、令和6年度第1回研修会として、愛知県行政書士会名古屋支部支部長の中村修一会員を講師にお招きし、「行政書士としての相続業務」というテーマで研修会を実施しました。

中村会員は相続業務全般に精通された方で、ご自身の様々な体験談を交えながら、相続業務を体系的に解説していただき、得てして単発の依頼となりがちな相続の業務を、次の依頼につなげるためにはどのようにしたら良いかなど、具体的事例を挙げながら解説していただきました。

これから相続業務に携わっていきこうという会員にとっては、依頼者との関わり方や面談時に注意すべきことなど、具体的なイメージが湧き大変分かりやすく、相続業務に携わる会員からも活発な質問が複数あり、参加した多くの会員にとって今後の実務に活かせる内容だったと思います。

研修会終了後は講師の中村会員を交えて、懇親会が開催されました。初めて会う会員と名刺交換をしたり、久しぶりに会う会員同士、近況報告をしたりと、とても有意義な時間を過ごすことが出来たと思います。最後に鈴木里佳支部長の一丁締めにて懇親会を終了しました。

これからも支部会員の業務に役立つ研修、交流の機会を積極的に提供していくことができればと思っています。

豊田
支部

令和6年度第2回 国際・私法部研修会

豊田支部 川口 大地

日時 令和6年11月22日(金)
午後3時15分～5時
場所 とよた男女共同参画センター 2階21会議室
講師 榊原 豊久会員 (豊田支部)
テーマ 『企業内転勤』
参加者 11名



今回は豊田支部国際・私法部において、豊田支部の榊原豊久会員に講師をしていただき、「企業内転勤」をテーマに研修会を開催いたしました。

企業内転勤とは、日本国内に本店、支店その他の事業所のある機関が外国にある事業所から職員を定め、期間を定めて転勤をすることを言います。

講義の中では、その要件の一つである「直前に外国にある本店、支店において技術・人文知識・国際業務が継続して一年以上あること。」について5パターンの例を出し、要件として認められるパターンはどれになるかについて議論しました。

参加した会員の中でも多種多様な意見が出て、手引きと法律について改めて見直す大変よい機会になりました。実際に入管業務をメインでされている会員も悩むようなパターンが多くあり、会員同士で意見を交わしあいつつ要件として認められるかどうかを考察していき、参加者全員の企業内転勤への関心がより高まったように思えます。

最終的に、講師が自身の体験談をもとに一つ一つ非常に理解しやすい解説をしていただき、参加者の質問にも丁寧に答えてくださり、大変貴重な研修会となりました。

R e p o r t

— 事務局 —



■令和6年10月

1日(火)	竹田会長 日行連 法改正協議出席 竹田会長 日行連 総務省行政課訪問 ADR紛争解決小委員会 ADR手続説明会開催 中部管区行政評価局との懇談会開催
2日(水)	民事信託に関する研修会①開催 デジタル推進本部会議開催
3日(木)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 伊福副会長、勝田常務理事 一宮建設事務所訪問 伊福副会長 以下3名 法人経営部広報月間関係各所訪問
4日(金)	新規登録受付 竹田会長 日行連 常任理事会出席 名古屋出入国在留管理局による監理措置制度に係る説明会開催 国際部会開催 国際部業務相談会開催 私法部業務相談会開催 内藤副会長 日本弁護士連合会人権擁護大会出席 佐藤常務理事 建設環境部広報月間関係各所訪問 伊福副会長、勝田常務理事 土地利用部広報月間関係各所訪問
5日(土)	行政書士による無料電話相談会
7日(月)	新規登録受付 正副会長会開催 特定行政書士考査対策研修会②開催 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 特定行政書士委員会開催 竹田会長 以下2名 愛知県産業振興課次世代産業室来館対応
8日(火)	本会常設無料相談会開催 部長会開催 暴排正副議長会議開催 暴排定例全体会開催 会報11月号校正会議開催
9日(水)	国際部業務相談会 佐藤常務理事 建設環境部広報月間関係各所訪問 内藤副会長、平松常務理事 名城大学履修講座挨拶、私法部広報月間関係各所訪問 坂口理事 東京法律公務員専門学校 講師派遣
10日(木)	早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門書籍執筆会議出席 早川副会長 日行連 デジタル推進本部 デジタル庁との打合せ出席 岩崎常務理事 愛知県警察本部、中部運輸局訪問 佐藤常務理事 建設環境部広報月間関係各所訪問
11日(金)	民事信託に関する研修会②開催
12日(土)	内藤副会長 行政書士ADRセンター東京 調停人候補者等養成研修〔調停技法 実践編1日目〕出席
13日(日)	中川会員 行政書士ADRセンター東京 調停人候補者等養成研修〔調停技法 実践編2日目〕出席

15日(火)	行政書士として必要なセキュリティなどの知識に関する研修会開催 第3回試験正副サブ責任者会議開催 ADR手続説明会開催 岩崎常務理事、佐藤委員長 運輸交通部広報月間関係各所訪問
16日(水)	岩崎常務理事 日行連 運輸交通部会出席 経理部会開催 石川相談員 総務省「一日合同行政相談所（豊田会場）」出席 本多常務理事、蟹江委員長 愛知県法務文書課、名古屋市役所監察活動訪問
17日(木)	竹田会長 日行連 近地協各单位会との連絡会出席 民事信託に関する研修会③開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 本多常務理事、水崎委員 愛知県農政部農業振興課監察活動訪問
18日(金)	内藤副会長 以下4名 日行連 令和6年度第1回模擬ODR出席 新入会員基礎研修会開催 愛知県情報政策課DX推進室との意見交換会開催
20日(日)	特定行政書士考査
21日(月)	中間監査会開催 広報部会開催
22日(火)	風営法の基礎及び風俗営業許可・届出申請に係る研修会開催 建設環境部会開催 法人経営部会開催 新事業推進本部会議開催 渡辺副会長、蓬田常務理事 国際部広報月間関係各所訪問
23日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 登録書交付式 二村相談員 総務省「一日合同行政相談所（名古屋会場）」出席 小林理事 東京法律公務員専門学校 講師派遣
24日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門書籍執筆会議出席 初心者向け国際業務研修会開催 国際部会開催
25日(金)	日行連と中地協各单位会との連絡会
26日(土)	日行連と中地協各单位会との連絡会 中川会員 行政書士ADRセンター東京 調停人候補者等養成研修〔分野調停 外国人分野〕出席
27日(日)	内藤副会長 行政書士ADRセンター東京 調停人候補者等養成研修〔分野調停 動物愛護分野〕出席
28日(月)	法務部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 内藤副会長 以下2名 自由業団体第2回当番会、第130回定例会・懇親会出席 渡辺副会長、蓬田常務理事 トルコ共和国建国101周年記念レセプション出席

29日(火)	テーマ別建設業実務研修会（第4回）開催 私法部会開催 早川・子安副会長 令和6年度第2回市町村防災担当課長会議出席 伊福副会長 第24回あいち境界シンポジウム出席 早川副会長、本多常務理事 愛知県法務文書課訪問 本多常務理事、蟹江委員長 津島市役所監察活動訪問
30日(火)	行政書士試験事前説明会開催
31日(木)	愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会開催 経審要員試験勉強会開催 内藤副会長 全日愛知会館竣工記念式典・祝賀会出席 本多常務理事 以下2名 一宮・豊田・岡崎・豊橋市役所監察活動訪問

■令和6年11月

1日(金)	岩崎常務理事 日行連 国交省との打合せ出席 正副会長会開催 総務部会開催
4日(月)	子安副会長 以下5名 保護犬・保護猫の飼い主の集い出席
5日(火)	渡辺副会長 日行連 東京会・大阪会・愛知会の合同情報交換会に係る事前打合せ出席 新規登録受付 ADR手続説明会開催開催
6日(水)	新規登録受付 野崎常務理事 熱田公証役場訪問
7日(木)	部長会開催 愛知県都市総務課との意見交換会開催 新規登録受付 私法部業務相談会開催 本多常務理事 以下2名 天白警察署訪問
8日(金)	本多常務理事 日行連 法規監察部会出席 監察委員会 正副委員長会議開催 新事業推進本部会議開催 内藤副会長 東京法律公務員専門学校 講師派遣
10日(日)	令和6年度行政書士試験
11日(月)	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
12日(火)	本会常設無料相談会開催 内藤副会長 以下2名 自由業団体第7回自由業交流フォーラム出席
13日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 帰化許可申請に関する研修会開催 国際部会開催
14日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 子安・内藤副会長 ADR長久手市役所訪問
15日(金)	竹田会長 日行連 理事会出席 子安副会長 日行連 ADR推進本部会議出席
18日(月)	建設環境部業務研修会開催 建設環境部業務相談会開催 県指導検査結果報告

19日(火)	東京会・大阪会・愛知会共催研修「デジタル社会における行政書士業務の展望」開催 竹田会長 以下5名 東京会・大阪会・愛知会との合同情報交換会出席 法務部会開催 ADR手続説明会開催開催 蓬田常務理事、後藤委員 トルコ・日本外交関係樹立100周年記念ピアノリサイタル出席
20日(水)	竹田会長 日行連 給与等裁定会議出席 特定行政書士委員会開催 建設環境部業務相談会開催
21日(木)	親睦ゴルフ大会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
22日(金)	渡辺副会長 日行連 デジタル推進本部打合せ出席 正副会長会開催 登録証交付式 建設環境部会開催 ホームページ業者選定検討会議開催
25日(月)	芳賀常務理事 日行連 福祉関係業務に関する全国担当者会議出席 理事会開催 部長会開催
26日(火)	風営適正化法に係る各種申請・届出の留意事項に関する研修会開催 法人経営部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 入山・貝田理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス（愛知大学）出席 渡辺副会長 あいち産業DX推進コンソーシアム3周年セミナー出席 野崎常務理事 災害ケースマネジメント研修（岡崎市）出席
27日(水)	デジタル推進本部GビズID取得体験会開催 会報1月号編集会議開催 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス（名古屋大学）出席 内藤副会長、平松常務理事 私法部関係各所カレンダー配付
28日(木)	経審要員試験勉強会開催 渡辺副会長、蓬田常務理事 国際部関係各所カレンダー配付
29日(金)	渡辺副会長 日行連 デジタル推進本部打合せ出席 農地法・都市計画法に関する研修会開催 竹田会長、早川副会長 東海北陸厚生局来館対応 早川副会長、本多常務理事 蟹江警察署訪問 渡辺副会長、蓬田常務理事 国際部・申請取次行政書士委員会関係各所カレンダー配付



会員の動向



個人会員数 3,381人
法人会員数 105法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第24192637号
会員番号 第7113号
入会年月日 令和6年9月15日
氏名 平野 憲

事務所 平野行政書士事務所
名古屋市天白区塩釜口一丁目712番地(美幸ビル403号)
電話番号 090-8187-7198 所属支部 昭和



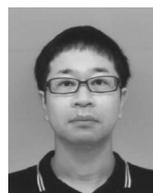
登録番号 第24192746号
会員番号 第7118号
入会年月日 令和6年10月2日
氏名 菅本 知寛

事務所 行政書士なゆた事務所
名古屋市西区中沼町192番地2
電話番号 052-908-8516 所属支部 西北



登録番号 第24192743号
会員番号 第7115号
入会年月日 令和6年10月2日
氏名 植崎 洋一郎

事務所 ならざき行政書士事務所
名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビルセンター13階
電話番号 052-855-3945 所属支部 中央



登録番号 第24192747号
会員番号 第7119号
入会年月日 令和6年10月2日
氏名 田村 和紀

事務所 鬼頭耕平行政書士事務所
名古屋市瑞穂区瀬富通3丁目2番地の1(パークホームズ瑞穂運動場スカイステージ403号)
電話番号 052-228-0558 所属支部 名南



登録番号 第24192744号
会員番号 第7116号
入会年月日 令和6年10月2日
氏名 高橋 映美子

事務所 エミリアル行政書士事務所
田原市神戸町郷仲133番地32
電話番号 090-7676-7367 所属支部 東三



登録番号 第24192748号
会員番号 第7120号
入会年月日 令和6年10月2日
氏名 山西 和彦

事務所 行政書士山西事務所
江南市大海道町青木62番地
電話番号 090-4235-5743 所属支部 尾北



登録番号 第24192745号
会員番号 第7117号
入会年月日 令和6年10月2日
氏名 工藤 則行

事務所 工藤則行行政書士事務所
岡崎市八幡町三丁目14番地
電話番号 0564-65-8311 所属支部 岡崎



登録番号 第24192749号
会員番号 第7121号
入会年月日 令和6年10月2日
氏名 大島 茂雄

事務所 行政書士大島茂雄事務所
豊明市前後町鎌ヶ須1781番地7
電話番号 0562-74-7172 所属支部 名南



登録番号 第24192750号
 会員番号 第7122号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 木場 直規

事務所 ナッティ行政書士事務所
 名古屋市天白区御幸山1604番地(セジュール御幸山103号)
 電話番号 090-5958-0333 所属支部 昭和



登録番号 第24192755号
 会員番号 第7127号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 長賀部 博之

事務所 OSAHIRO行政書士事務所
 名古屋市中区丸の内三丁目20番5号(オアシス日向303号)
 電話番号 052-386-1901 所属支部 中央



登録番号 第24192751号
 会員番号 第7123号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 滝沢 正人

事務所 TGS行政書士事務所
 名古屋市天白区大根町286番地
 電話番号 052-807-1413 所属支部 昭和



登録番号 第24192756号
 会員番号 第7128号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 田中 広

事務所 行政書士田中広事務所
 一宮市今伊勢町本神戸字上町1034番地1
 電話番号 090-9930-6875 所属支部 一宮



登録番号 第24192752号
 会員番号 第7124号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 柴田 茂博

事務所 名古屋SSA行政書士事務所
 名古屋市中区丸の内3丁目20番5号 オアシス日向907号室
 電話番号 090-4854-2530 所属支部 中央



登録番号 第24192758号
 会員番号 第7129号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 小栗 悟

事務所 行政書士法人STR
 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 名古屋国際センタービル17F
 電話番号 052-526-8858 所属支部 名古屋



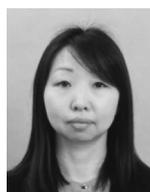
登録番号 第24192753号
 会員番号 第7125号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 武久 晶子

事務所 たけひさ行政書士事務所
 知多市南粕谷4丁目229番地の1
 電話番号 090-2688-2056 所属支部 知多



登録番号 第24192759号
 会員番号 第7130号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 丹羽 尚美

事務所 グリーン行政書士法人 名古屋事務所
 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階
 電話番号 052-856-5759 所属支部 名古屋



登録番号 第24192754号
 会員番号 第7126号
 入会年月日 令和6年10月2日
 氏名 青木 知佳

事務所 行政書士法人中村事務所 豊川オフィス
 豊川市中央通三丁目28番地 豊川稲荷ビル3階
 電話番号 0533-83-9911 所属支部 東三



登録番号 第24193154号
 会員番号 第7131号
 入会年月日 令和6年11月1日
 氏名 樋口 友紀

事務所 樋口友紀行政書士事務所
 刈谷市一ツ木町1丁目7番地33
 電話番号 090-8554-5586 所属支部 碧海

会員の動向



登録番号 第24193155号
会員番号 第7132号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 田澤 茉莉咲

事務所 行政書士名古屋国際総合事務所
名古屋市西区菊井2丁目20番17号
電話番号 052-561-8877 所属支部 西北



登録番号 第24193160号
会員番号 第7137号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 浅見 志貴雄

事務所 行政書士浅見志貴雄事務所
岡崎市桜形町字檜前2番地2
電話番号 0564-84-2170 所属支部 岡崎



登録番号 第24193156号
会員番号 第7133号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 柘植 俊範

事務所 行政書士オフィスkansyo
名古屋市天白区荒池二丁目3321番地
電話番号 090-8674-5440 所属支部 昭和



登録番号 第24193161号
会員番号 第7138号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 森田 真由美

事務所 キートス行政書士事務所
長久手市塚田1316番地 ビバリーヒルズ藤ヶ丘7-C
電話番号 090-9958-3547 所属支部 東名



登録番号 第24193157号
会員番号 第7134号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 山井 翔平

事務所 行政書士法人一心
常滑市新開町三丁目169番地
電話番号 090-7951-3158 所属支部 知多



登録番号 第24193162号
会員番号 第7139号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 森 礼妃

事務所 大成行政書士事務所
名古屋市東区葵3丁目3番8号 SLX葵904号室
電話番号 090-1546-8887 所属支部 中央



登録番号 第24193158号
会員番号 第7135号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 鈴木 茂生

事務所 笑がお行政書士事務所
名古屋市中区栄五丁目19番31号 栄T&Mビル3S号
電話番号 090-2617-7278 所属支部 中央



登録番号 第24193163号
会員番号 第7140号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 野口 恵理

事務所 野口恵理行政書士事務所
一宮市大和町妙興寺字地藏恵44番地1 LOE妙興寺103
電話番号 080-4215-1844 所属支部 一宮



登録番号 第24193159号
会員番号 第7136号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 梶田 桂司

事務所 行政書士事務所しもはら
春日井市下原町2069番地11
電話番号 090-4405-0796 所属支部 尾張



登録番号 第24193164号
会員番号 第7141号
入会年月日 令和6年11月1日
氏名 原田 尚洋

事務所 グリーン行政書士法人 名古屋事務所
名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階
電話番号 052-856-5759 所属支部 名古屋



登録番号 第24193165号
 会員番号 第7142号
 入会年月日 令和6年11月1日
 氏名 日高 大

事務所 春日井さくら行政書士事務所
 春日井市勝川町8丁目11番地20
 電話番号 080-3622-1523 所属支部 尾張



登録番号 第24193166号
 会員番号 第7143号
 入会年月日 令和6年11月1日
 氏名 萩原 勇真

事務所 萩原勇真行政書士事務所
 一宮市多加木二丁目23番地10
 電話番号 所属支部 一宮



登録番号 第24193167号
 会員番号 第7144号
 入会年月日 令和6年11月1日
 氏名 石田 仁美

事務所 仁美行政書士事務所
 名古屋市区真畔町53番地の1
 電話番号 090-6093-5941 所属支部 西北



法人会員の変更案内

法人番号 第0500101号
 会員番号 第H2号
 法人の名称 行政書士法人一江事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人一江事務所
 社員(脱退) 井上 雅彦
 使用人(雇用) 一江 己希子
 変更事由 社員の脱退、使用人の雇用
 所属支部 西北

法人番号 第1803201号
 会員番号 第H49号
 法人の名称 行政書士法人アスア
 従たる事務所の名称 行政書士法人アスア 津島事務所
 社員(脱退) 寺本 光
 社員(加入) 岡田 茂良
 使用人(退職) 岡田 茂良
 変更事由 社員の脱退、社員の加入、使用人の退職
 所属支部 名古屋

法人番号 第1904601号
 会員番号 第H60号
 法人の名称 行政書士法人ブレインパートナー
 主たる事務所の名称 行政書士法人ブレインパートナー
 使用人(雇用) 久野 里香
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 名古屋

法人番号 第2211401号
 会員番号 第H97号
 法人の名称 行政書士法人相続の窓口
 主たる事務所の名称 行政書士法人相続の窓口
 社員(加入) 岡部 航太
 使用人(雇用) 岡部 航太、子安 秀長
 使用人(退職) 岡部 航太、子安 秀長、森本 耕太
 変更事由 社員の加入、使用人の雇用、使用人の退職
 所属支部 名南

法人番号 第1706501号
 会員番号 第H47号
 法人の名称 行政書士法人岩崎事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人岩崎事務所
 従たる事務所の名称 行政書士法人岩崎事務所 東三河オフィス
 従たる事務所所在地 豊橋市天伯町字天伯2番地55
 従たる事務所電話番号 0532-87-4687
 社員(加入) 松本 浩一
 変更事由 従たる事務所の設置、従たる事務所電話番号、社員の加入
 所属支部 豊田

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2410401号
 会員番号 第H129号
 入会年月日 令和6年4月1日
 法人の名称 行政書士法人つかさ法務事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人つかさ法務事務所
 主たる事務所 刈谷市住吉町三丁目7番地
 THE TERRACE KARIYA II A号
 主たる事務所電話番号 0566-91-7709
 所属支部 碧海

法人番号 第2410501号
 会員番号 第H130号
 入会年月日 令和6年7月17日
 法人の名称 行政書士法人MIRAI
 主たる事務所の名称 行政書士法人MIRAI
 主たる事務所 名古屋市中村区椿町20番15号
 名古屋国鉄会館307号
 主たる事務所電話番号 052-433-8292
 所属支部 名古屋

法人番号 第2410901号
 会員番号 第H131号
 入会年月日 令和6年8月1日
 法人の名称 行政書士法人MORE
 主たる事務所の名称 行政書士法人MORE 本店
 主たる事務所 小牧市曙町31番地3・1F
 主たる事務所電話番号 0568-48-0115
 所属支部 尾張

法人番号 第2411801号
 従たる事務所の法人番号 第2411802号
 会員番号 第H132号
 入会年月日 令和6年9月18日
 法人の名称 クオーレ行政書士法人
 主たる事務所の名称 クオーレ行政書士法人
 主たる事務所 北名古屋市西春駅前一丁目26番地
 主たる事務所電話番号 0568-48-6781
 従たる事務所の名称 クオーレ行政書士法人 名古屋事務所
 従たる事務所 名古屋市中区千代田三丁目7番10号
 従たる事務所電話番号 052-228-7981
 所属支部 西北

退会者のお知らせ

令和6年11月10日現在

支部	氏名	退会日
海部	寺本 光	令和6年9月17日
西尾	兒玉 真澄	令和6年9月24日
尾張	山田 正彦	令和6年9月26日
豊田	清水 繁	令和6年9月26日
中央	関 由美子	令和6年9月30日
尾張	稲葉 晋介	令和6年9月30日
碧海	内藤 豊	令和6年9月30日
碧海	鎌田 さち代	令和6年9月30日
碧海	宮田 剛治	令和6年9月30日
碧海	米谷 展生	令和6年9月30日
西北	岩田 茂典	令和6年10月2日
中央	恒川 幸代	令和6年10月31日
中央	安藤 志珠	令和6年10月31日
中央	富田 隆介	令和6年10月31日
昭和	臼井 雄志	令和6年10月31日
名南	子安 秀長	令和6年10月31日
海部	石川 洋	令和6年10月31日
知多	澤田 道孝	令和6年10月31日
豊田	古井 京子	令和6年10月31日
碧海	橋本 好司	令和6年10月31日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	杉村 圭照			052-855-2468	事務所電話番号
中央	町谷 昌治	名古屋市中区丸の内一丁目7番19号 1802号室	460-0002	052-696-7959	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	多和田 裕 トス行政書士事務所				事務所名称
中央	小林 幸弓	名古屋市中区栄一丁目12番13号 タワー・ザ・ファースト名古屋伏見406	460-0008		事務所所在地
中央	重松 祐達			050-3152-2854	事務所電話番号
中央	吉田 晃汰	名古屋市東区東桜二丁目3番7号 東カン名古屋キャステル932	461-0005		事務所所在地
中央	村雲 木香	名古屋市千種区内山3丁目31番27号 今池ゴトービル503号	464-0075		事務所所在地
中央	申 浩恩 クオーレ行政書士法人 名古屋事務所	名古屋市中区千代田三丁目7番10号	460-0012	052-228-7981	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
西北	松原 昌基	名古屋市西區城西4丁目28番18号 清光ビル弁天2F	451-0031		事務所所在地
西北	田守 瞳	名古屋市北区大曾根二丁目1番4号 903	462-0825		事務所所在地
西北	長野 伸太郎 クオーレ行政書士法人	北名古屋市西春駅前一丁目26番地	481-0040		属性、事務所名称、 事務所所在地
名古屋	志治 広和	名古屋市港区九番町5丁目3番地1 ユナイテッド名古屋東海通ビル3I号室	455-0008		事務所所在地
名古屋	長井 博一 行政書士法人MIRAI				属性、事務所名称
名古屋	佐々木 直子	名古屋市中村区名駅五丁目4番14号 花車ビル北館1階	450-0002		事務所所在地
名古屋	久野 里香 行政書士法人ブレインパートナー	名古屋市中村区名駅三丁目25番9号	450-0002	052-446-7830	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	金 相天			090-5112-3697	事務所電話番号
名古屋	山本 一樹 行政書士法人あいち行政&相続 名古屋店	名古屋市中村区名駅四丁目2番7号 丸森パークビル西棟5F	450-0002	090-6211-5565	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	橋詰 秀幸	名古屋市中村区大日町14番7号	453-0034		事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	青木 孝裕 行政書士アルファオフィス	名古屋市昭和区緑町三丁目6番地 ローレルコート御器所駅前ザ・レジデンス1503	466-0013	052-731-5835	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	城石 泰夫			090-8261-9829	事務所電話番号
名南	橋本 浩幹	名古屋市南区本星崎町字大道420番地の2	457-0056		事務所所在地

会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名南	岡部 航太				属性
尾張	渡會 由延	春日井市西高山町1丁目4番地11	486-0911	0568-27-6201	事務所所在地、事務所電話番号
尾張	石原 治	春日井市高蔵寺町北3丁目2番地11 サニーコート高蔵寺北202号	487-0016	0568-58-4410	事務所所在地、事務所電話番号
尾張	荒井 真衣 行政書士法人MORE 本店	小牧市曙町31番地3 1F	485-0047	0568-48-0115	属性、事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
尾張	根上 邦芳			070-9238-3769	事務所電話番号
尾張	中川 昌彦 行政書士中川昌彦事務所	小牧市新小木三丁目36番地	485-0074	0568-77-4021	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
尾北	宮川 安江	江南市布袋下山町東1902番地	483-8142		事務所所在地
尾北	樹山 幸司	犬山市大字五郎丸字隅田15番地の1 SANTEN605号室	484-0066		事務所所在地
一宮	安藤 祐樹 きさらぎ行政書士事務所	一宮市神山3丁目9番7号 101号室	491-0904	070-8558-2904	単体会変更(岐阜会より)
海部	岡田 茂良				属性
知多	小松原 英治			080-3635-4224	事務所電話番号
岡崎	高橋 悌			0564-74-8474	事務所電話番号
岡崎	荻野 剛史 荻野剛史行政書士事務所	岡崎市中町字屋敷裏9番地22	444-0015		事務所名称、事務所所在地
岡崎	児玉 真二	岡崎市柱町字下地10番地8	444-0834		事務所所在地
西尾	岩瀬 孝広	西尾市伊藤四丁目14番地6	445-0807	0563-77-7359	事務所所在地、事務所電話番号
西尾	太田 知明	西尾市寄住町佃18番地3 (103)	445-0073	0563-65-6658	事務所所在地、事務所電話番号
碧海	山本 武司 行政書士法人つかさ法務事務所	刈谷市住吉町三丁目7番地 THE TERRACE KARIYA II A号	448-0852		属性、事務所名称、事務所所在地
碧海	萩原 ゆり 行政書士法人あいち行政&相続 安城支店	安城市桜町17番地5 APビル3F	446-0041	0566-45-5880	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
碧海	佐々木 賢治 行政書士法人つかさ法務事務所	刈谷市住吉町三丁目7番地 THE TERRACE KARIYA II A号	448-0852	0566-91-7709	属性、事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
東三	木村 寿	豊橋市大村町字橋元83番地	440-0081	0532-21-7963	事務所所在地、事務所電話番号
東三	松本 浩一 行政書士法人岩崎事務所 東三河オフィス				属性、事務所名称
東三	高柳 雄哉	豊橋市西幸町字浜池333番地の9 豊橋サイエンスコア503号室Bブース	441-8113		事務所所在地
東三	田中 秀扶 田中秀扶行政書士事務所	豊橋市緑ヶ丘一丁目4番地20	440-0005	0532-61-2970	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号



COSMOS通信 1月号

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

広がる成年後見の輪：コスモス主催 秋の広報月間特別セミナー報告

コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部では、毎年10月の広報月間に名古屋市で大規模セミナーを開催してきました。昨年から、県内全域への普及を目指し、名古屋を拠点に東西2か所で中規模セミナーを実施しています。

本年は、東部の西三河地区（岡崎市）と西部の尾張地区（扶桑町）で開催し、劇団コスモスによる成年後見を題材にした寸劇や、山口勝司会員による成年後見落語を通じて、地域の皆さまに成年後見制度をわかりやすく伝える機会を提供しました。

以下に今回のイベントの概要を示します。

西三河地区開催

- ・日時：2024年10月13日(日)13時～16時
- ・場所：岡崎市社会福祉センター
- ・内容：○劇団コスモスによる寸劇
○成年後見に関するセミナー
○岡崎市における成年後見等の取組紹介
- ・参加者数：37名

概要：

劇団コスモスの寸劇を通じて、成年後見制度の重要性を分かりやすく伝えました。その後のセミナーでは、専門家による講演を通じて参加者が制度への理解を深めました。岡崎市が取り組む支援体制についても紹介され、地域での支援活動が具体的に共有されました。

セミナー後は地域会員との交流会も実施され、地域でのコスモス会員の連携強化の一旦も担うことができました。

尾張地区開催

- ・日時：2024年11月21日(木)
- ・場所：扶桑町総合福祉センター
- ・内容：○山口勝司会員による成年後見を題材にした落語
○成年後見に関するセミナー
○扶桑町における後見の取組紹介
○無料相談
- ・参加者数：20名
- ・相談者数：4名

概要：

山口勝司会員による落語は、成年後見制度をテーマにしながらも笑いを交えた親しみやすい内容で、参加者に

制度を身近に感じてもらう効果がありました。セミナーでは、扶桑町の取組を通じて地域連携の重要性が説明されました。また、セミナー後には4名の方から具体的な相談が寄せられ、実際の問題解決に向けた一歩が踏み出されました。

これらのイベントを通じ、成年後見制度に対する理解が地域で深まりつつあることが実感されました。今後も引き続き、このような啓発活動を実施し、成年後見の制度普及に努めてまいります。

セミナー・相談会の開催及び活動報告

日	時	令和6年10月3日(木)
		午後1時30分～3時30分
場	所	江南市役所四分庁舎
相	談	相談員 土井正人会員 山口勝司会員
	会	相談者 1名

日	時	令和6年10月10日(木)	午後1時30分～4時
場	所	小牧市役所新庁舎2階	
相	談	相談員 鈴木良剛会員 堀己喜男会員	
	会	相談者 2名	

日	時	令和6年10月13日(日)	午前11時～午後3時
場	所	岡崎市社会福祉センター 多目的室A・B	
寸	劇	劇団コスモスあいちによる公演	
		参加者 37名	
相	談	相談員 増田支部長 伊福副支部長	
	会	柴田副支部長	
		二村総務・財務部長	
		森田広報部長 中島業務管理部長	
		佐野相談部長 内藤相談役	
		東芳幸会員 清水良枝会員	
		村下郁澄会員 内原倫太郎会員	
		坂口千晶会員	
		相談者 0名	

日	時	令和6年11月7日(木)	午後1時30分～4時30分
場	所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）	
相	談	相談員 有元吉野会員 東芳幸会員	
	会	榊原俊明会員	
		相談者 3名	

日時 令和6年11月9日(土) 午後1時30分～5時
場所 NPO法人ポパイ グループホーム オリ
ーブ
相談会 セミナー講師 清水良枝会員
参加者 18名
相談員 伊福副支部長 森田広報部長
相談者 5名

日時 令和6年11月16日(土) 午前10時～午後3時
場所 天白区役所
相談会 相談員 伊福副支部長 森田広報部長
中島業務管理部長
山崎由美子会員 榊原有希会員
相談者 9名

日時 令和6年11月20日(水) 午後1時～4時
場所 犬山市役所
セミナー 講師 山野伊紀会員
参加者 8名
相談会 相談員 西原公正会員 山口勝司会員
相談者 1名

日時 令和6年11月21日(木) 午後1時～4時
場所 扶桑町総合福祉センター
落語 山口勝司
セミナー 講師 森田広報部長
参加者 20名
相談会 相談員 吉川副支部長 伊福副支部長
二村総務・財務部長
佐野相談部長
池山正彦会員 石谷隆広会員
相談者 4名



セミナー・相談会の開催予定

日時 令和7年1月9日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大
府市)
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年1月9日(木) 午後1時30分～3時30分
場所 江南市役所西分庁舎
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年1月20日(月) 午後1時～4時
場所 岩倉市役所市民相談室
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年2月6日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大
府市)
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年2月19日(水) 午後1時～3時
場所 犬山市役所会議室
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年3月6日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大
府市)
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年3月13日(木) 午後1時～3時
場所 扶桑町総合福祉センター
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年3月18日(火) 午後1時～4時
場所 北名古屋市役所東庁舎
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和7年3月26日(水) 午後1時～4時
場所 レディヤンかすがい(愛知県春日井市)
相談会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前
までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あとかき

「変わっていくことを目指す広報部」に次長として参加して1年半余り。この間、会報編集のほか、常設無料相談会委員長として相談会に参加するなど会の広報活動に関わってきた。

その過程で「こうした方が良くない!」と感じることも。たとえば、広報月間の電話無料相談会もその1つ。

現在、広報部会では改善案を検討している。これも「良い仲間達」と巡り会って「言いたいことが言い合える関係」があるからであろう。あと半年の任期中に改善案を提案し、次期広報部に引き継げればと。乞うご期待!

広報部次長 武 讓二

《今月の表紙》 岡崎の花火大会

岡崎の花火大会は、江戸時代から情緒豊かな鉦船（ほこぶね）を浮かべた花火まつりとして広く知られていた菅生神社の祭礼が元となっています。

今日では、岡崎城下家康公夏まつり（旧：岡崎観光夏まつり）と相まって、三河花火の粋を集めた全国屈指の花火大会となりました。

令和6年8月に開催された第76回花火大会では仕掛花火、金魚花火、各種スターマインなど、バラエティに富んだ花火が披露されました。

表紙の写真は大会当日のものです。岡崎支部のドローン操縦士でもある野澤会員が事前に許可を得てドローンで撮影されました。乙川の上空から壮観な景色を眺めることができます。

時節不相応ではありますが、年の初めの会報という事で、花火の派手やかさをお伝えしたいと思いましたが、ご理解願います。

写真：野澤成裕会員提供

文章：岡崎市観光協会公式サイト「岡崎おでかけナビ」より抜粋・引用（許諾済）

会報328号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	内 藤 広 子
	部 長	野 崎 晃
	次 長	武 讓 二
	部 員	入 山 康 彦
	部 員	貝 田 和 美
会 報 委 員 会	委 員 長	長 峰 均
	副 委 員 長	石 原 遥
	本 号 担 当 委 員	
	(表紙)	伊 東 毅
	(会員訪問記)	石 原 遥

会報328号 令和7年1月1日発行

発行人 竹田 勲
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068 (代)
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
https://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所 日大印刷株式会社

新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び
愛知県行政書士政治連盟共催

開催日 令和7年1月14日(火)

会場 ANAクラウンプラザホテル
グランコート名古屋
7階 ザ・グランコート
名古屋市中区金山町一丁目1番1号



金山総合駅南口より徒歩1分

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※



- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が
60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争



- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の
負担割合に関する紛争

愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※



- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐめる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に 関する紛争



- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、
環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けて
いただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出して
いただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分